

令和7年度 茨城地方最低賃金審議会
第1回 茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 次第

令和7年12月23日（火）

1 開 会

2 議 題

- （1）専門部会の部会長及び同代理の選出について
- （2）専門部会の運営規程について
- （3）最低賃金に関する基礎調査結果等について
- （4）専門部会の日程調整について
- （5）金額調査審議
- （6）その他

4 閉 会

令和7年度 茨城地方最低賃金審議会
第1回 茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金専門部会 資料

令和7年12月23日（火）

No.1	機械器具製造業等最低賃金専門部会委員名簿	…P1
No.2	最低賃金法(昭和34.4.15 法律137号)	…P2
No.3	最低賃金審議会令(昭和34.5.4 政令163号)	…P6
No.4	機械器具製造業等専門部会の運営規程(案)	…P7
No.5	茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移	…P9
No.6	令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果(茨城局) 概要	…P10
①	茨城県機械器具製造業等最低賃金 最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P11
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P13
	総括表	…P14
②	茨城県特定最低賃金3業種 産業別・規模別特性値及び未満率	…P18
	第1・10分位数及び未満率の推移	…P19
No.7	2025年12月企業短期経済観測調査結果(茨城県)(日本銀行水戸事務所)	…P25
No.8	茨城県金融経済概況(2025年11月3日 日本銀行水戸事務所)	…P23
No.9	県内の雇用情勢の概況(令和7年10月分)	…P32
No.10	茨城県各種指標	…P48
No.11	全国各種指標	…P49
No.12	令和7年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(厚生労働省)	…P50

令和 7 年度茨城地方最低賃金審議会

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務
用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和7年12月3日 任命

茨城労働局

区分	(ふりがな) 氏 名	現 職
公益 代表	いで こうや 井出 晃哉	井 出 法 律 事 務 所 士 弁 護
	まつもと りか こ 松本 理香子	株 式 会 社 茨 城 新 聞 社 長 総 務 局
	みやざき ただのぶ 宮崎 忠恒	茨 城 大 学 学 授 人 文 社 会 科 学 部 法 律 経 済 学 科 准 教 授
労働 者代 表	いな み けんいち 稲見 健一	コ マ ツ ユ ニ オ ン 茨 城 支 部 長 執 行 委 員
	みやした ゆういち 宮下 有一	J A M 北 関 東 茨 城 県 連 絡 会 員 特 別 常 任 執 行 委 員
	もりや あつし 森 谷 篤	工 機 労 働 組 合 長 執 行 委 員
使用 者代 表	あ べ たいよう 阿部 太洋	日 東 電 気 株 式 会 社 社 長 代 表 取 締 役 社
	こ ば や し ひろし 小林 浩	キ ヤ ノ ン 株 式 会 社 社 長 人 事 本 部 取 手 人 事 部
	ほりごめ だいすけ 堀 籠 大 輔	株 式 会 社 ナ ジ コ 製 作 所 長 総 務 部

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。

昭和三十四年法律第百三十七号

最低賃金法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 最低賃金

第一節 総則（第三条―第八条）

第二節 地域別最低賃金（第九条―第十四条）

第三節 特定最低賃金（第十五条―第十九条）

第三章 最低賃金審議会（第二十条―第二十六条）

第四章 雑則（第二十七条―第三十八条）

第五章 罰則（第三十九条―第四十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- 二 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。
- 三 賃金 労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。

第二章 最低賃金

第一節 総則

（最低賃金額）

第三条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によつて定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

- 一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

（現物給与等の評価）

第五条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用について、これらのものは、適正に評価されなければならない。

（最低賃金の競合）

第六条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第四条の規定を適用する。

2 前項の場合においても、第九条第一項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第四条第一項及び第四十条の規定の適用があるものとする。

（最低賃金の減額の特例）

第七条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

（周知義務）

第八条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第二節 地域別最低賃金

（地域別最低賃金の原則）

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（地域別最低賃金の決定）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

-
- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。
(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)
- 第十一条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。
- 2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。
(地域別最低賃金の改正等)
- 第十二条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。
(派遣中の労働者の地域別最低賃金)
- 第十三条** 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（第十八条において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業（同項に規定する派遣先の事業をいう。第十八条において同じ。）の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。
(地域別最低賃金の公示及び発効)
- 第十四条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。
- 2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。
- 第三節 特定最低賃金**
(特定最低賃金の決定等)
- 第十五条** 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。
- 3 第十条第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第二項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。
- 5 第十条第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。
- 第十六条** 前条第二項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。
- 第十七条** 第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。
(派遣中の労働者の特定最低賃金)
- 第十八条** 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあっては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。
(特定最低賃金の公示及び発効)
- 第十九条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。
- 2 第十五条第二項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第二項及び第十七条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。
- 第三章 最低賃金審議会**
(設置)
- 第二十条** 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。
(権限)
- 第二十一条** 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。
(組織)
- 第二十二条** 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
(委員)
- 第二十三条** 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
-

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十四条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会等)

第二十五条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 第二十三条第一項及び第四項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(政令への委任)

第二十六条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(援助)

第二十七条 政府は、使用者及び労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

(調査)

第二十八条 厚生労働大臣は、賃金その他労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

(報告)

第二十九条 厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、賃金に関する事項の報告をさせることができる。

(職権等)

第三十条 第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第十七条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かなければならない。

4 第十条第二項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第三十一条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十二条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十三条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(監督機関に対する申告)

第三十四条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第三十五条 第六条第二項、第二章第二節、第十六条及び第十七条の規定は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第三条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七条第四号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第十九条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「同条第二項及び第十七条」とあるのは「第十五条第二項及び第三十五条第七項」と、第三十条第一項中「第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第十七条」とあるのは「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。)」と読み替えるものとする。

3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

-
- 4 第十条第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。
- 5 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による交通政策審議会等の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。
- 6 第十条第二項の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。
- 7 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第十五条第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。
- 8 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員については、その船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。
- 第三十六条** 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、交通政策審議会等が行う。
- 第三十七条** 交通政策審議会等に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。
- 2 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。
- 3 第二十五条第五項及び第六項の規定は、交通政策審議会等について準用する。
（省令への委任）
- 第三十八条** この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 第五章 罰則**
- 第三十九条** 第三十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第四十条** 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第四十一条** 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第八条の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）
 - 二 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第三十二条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第四十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 附 則（省略）**
-

昭和三十四年政令第百六十三号

最低賃金審議会令

内閣は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第二十八条第一項、第二十九条第一項（第三十一条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第三項及び第三十二条の規定に基き、この政令を制定する。

（名称）

第一条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第二条 中央最低賃金審議会の委員の数は、十八人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、十五人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、十八人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第二十五条第一項に規定する事項及び同条第二項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項（第四条第二項において「最低賃金決定等」という。）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の推薦）

第三条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

（臨時委員の任命等）

第四条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦（厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあつては、委員）の三分の二以上又は労働者関係委員（中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。）、使用者関係委員（中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。）及び公益関係委員（中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあつては、委員）で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（最低賃金専門部会）

第六条 最低賃金法第二十五条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、九人以内とする。

2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

4 第三条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第二項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

（庶務）

第七条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

（雑則）

第八条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（省略）

(案)

茨城地方最低賃金審議会

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会 茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又

は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移

(単位：円、%)

		26年	27年	28年	29年	30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
県 最 賃	時間額	729	747	771	796	822	849	851	879	911	953	1,005	1,074
	引上額	16	18	24	25	26	27	2	28	32	42	52	69
	引上率	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64	4.61	5.46	6.87
発 効 日		10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.12
鉄 鋼 業	時間額	834	851	871	892	916	943	945	975	1,004	1,046	1,098	
	引上額	16	17	20	21	24	27	2	30	29	42	52	
	引上率	1.96	2.04	2.35	2.41	2.69	2.95	0.21	3.17	2.97	4.18	4.97	
発 効 日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額	811	825	841	859	880	905	907	935	964	1,005	1,055	
	引上額	13	14	16	18	21	25	2	28	29	41	50	
	引上率	1.63	1.73	1.94	2.14	2.44	2.84	0.22	3.09	3.10	4.25	4.98	
発 効 日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	時間額	806	821	837	855	877	901	904	932	961	1,002	1,052	
	引上額	13	15	16	18	22	24	3	28	29	41	50	
	引上率	1.64	1.86	1.95	2.15	2.57	2.74	0.33	3.10	3.11	4.27	4.99	
発 効 日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
各種商品小売業	時間額	780	795	811	828	849	871	874	881	—	—	—	—
	引上額	13	15	16	17	21	22	3	7	—	—	—	—
	引上率	1.69	1.92	2.01	2.10	2.54	2.59	0.34	0.80	—	—	—	—
発 効 日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	—	—	—	—

令和 7 年 最低賃金に関する基礎調査結果（茨城局）

1 調査の概要

茨城地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料とするため、「最低賃金に関する基礎調査」を実施した。

（1）調査対象産業及び調査事業所規模

①調査対象産業

日本標準産業分類に定める産業のうち E・G（413、414）・I・L・M・N・P・R に含まれる産業

②調査事業所規模

対象産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数に応じて以下の事業場を対象とした。

I56（各種商品小売業）：全規模

E（製造業）、G413（新聞業）・G414（出版業）：100 人未満

その他産業：30 人未満

（2）調査対象事業所数（調査書発送件数）・・・1,967 件

（3）調査の対象年月・・・令和 7 年 6 月分

（4）調 査 方 法・・・無作為抽出による郵送、オンライン

2 調査結果の概要

（1）有効データ数・・・9,026（1 データは 1 労働者）

（2）集 計 方 法

- ・ 1 時間当たりの所定内賃金額を賃金階層化して集計した。
- ・ 本調査は、抽出による調査のため、調査票により得られた労働者数を、母集団の労働者数まで復元して労働者数を集計した。
- ・ 地域別最低賃金に係る集計については、特定最低賃金適用産業における地域別最低賃金が適用される労働者（65 歳以上等）を含めて集計した。

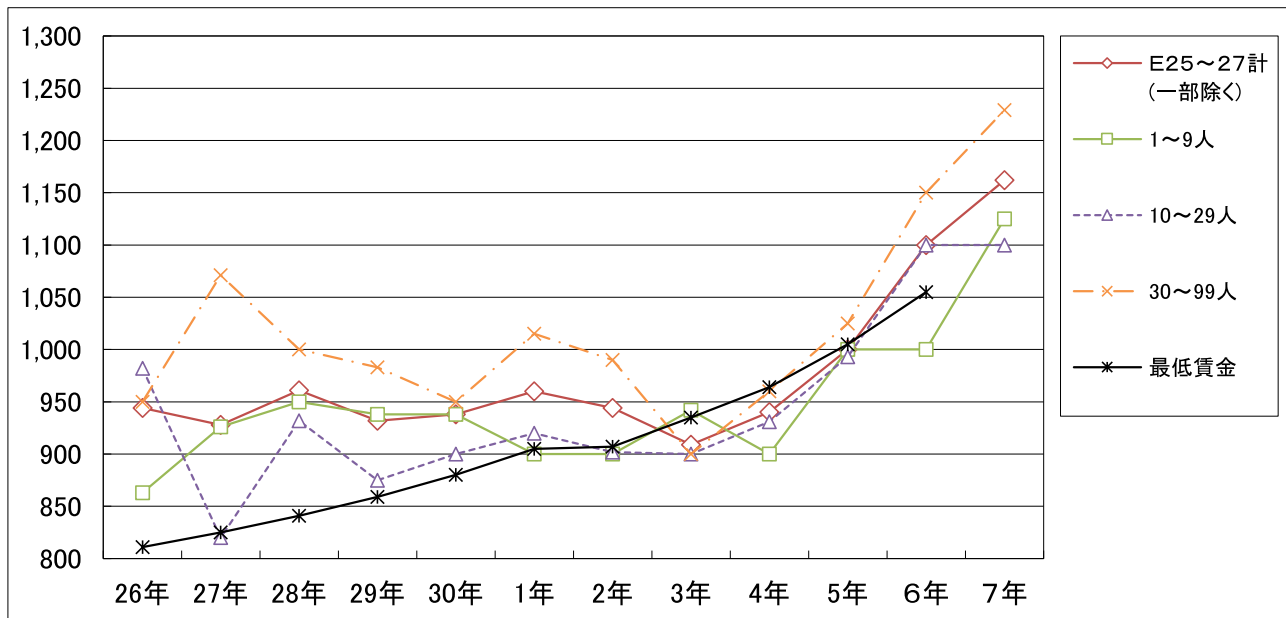
最低賃金の引上げ額と影響率の関係表

件名	茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時 間 額	未満率(%)	未満労働者数(人)
		1,055円	3.6	353
引上げ額(円)	引上げ率(%)	引上げ後時間額(円)	影響率(%)	未満労働者数(人)
20	1.90	1,075	4.3	417
21	1.99	1,076	4.3	417
22	2.09	1,077	4.3	417
23	2.18	1,078	4.3	422
24	2.27	1,079	4.4	432
25	2.37	1,080	4.5	445
26	2.46	1,081	4.7	460
27	2.56	1,082	4.8	471
28	2.65	1,083	5.2	512
29	2.75	1,084	5.3	522
30	2.84	1,085	5.3	522
31	2.94	1,086	5.4	529
32	3.03	1,087	5.4	534
33	3.13	1,088	5.5	541
34	3.22	1,089	5.5	541
35	3.32	1,090	5.7	557
36	3.41	1,091	5.7	557
37	3.51	1,092	5.7	557
38	3.60	1,093	5.7	557
39	3.70	1,094	5.7	557
40	3.79	1,095	5.7	562
41	3.89	1,096	5.8	567
42	3.98	1,097	5.8	567
43	4.08	1,098	5.8	567
44	4.17	1,099	5.8	571
45	4.27	1,100	5.8	571
46	4.36	1,101	6.3	613
47	4.45	1,102	6.5	633
48	4.55	1,103	6.5	639
49	4.64	1,104	6.5	639
50	4.74	1,105	6.5	639

引上げ額(円)	引上げ率(%)	引上げ後時間額(円)	影響率(%)	未満労働者数(人)
51	4.83	1,106	6.5	639
52	4.93	1,107	6.5	639
53	5.02	1,108	6.5	639
54	5.12	1,109	6.5	639
55	5.21	1,110	6.6	644
56	5.31	1,111	6.6	648
57	5.40	1,112	6.7	655
58	5.50	1,113	6.7	660
59	5.59	1,114	6.7	660
60	5.69	1,115	6.7	660
61	5.78	1,116	6.7	660
62	5.88	1,117	6.8	665
63	5.97	1,118	6.8	670
64	6.07	1,119	6.9	675
65	6.16	1,120	7.0	685
66	6.26	1,121	7.1	696
67	6.35	1,122	7.1	700
68	6.45	1,123	7.1	700
69	6.54	1,124	7.1	700
70	6.64	1,125	7.2	704

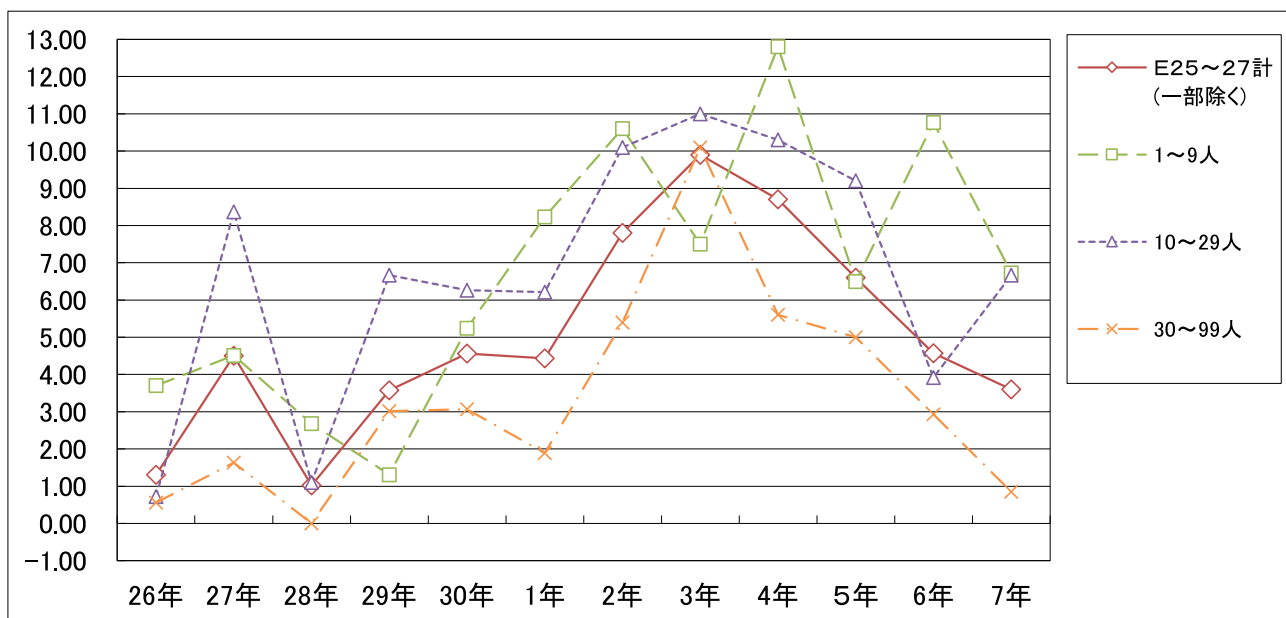
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の “第1・10分位数、最低賃金の推移”

	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
E25～27計(一部除く)	944	928	961	932	938	960	944	909	940	1,000	1,100	1,162
1～9人	863	926	950	938	938	900	900	942	900	1,000	1,000	1,125
10～29人	982	820	932	875	900	920	902	900	931	993	1,100	1,100
30～99人	950	1,071	1,000	983	950	1,015	990	900	960	1,025	1,150	1,229
最低賃金	811	825	841	859	880	905	907	935	964	1,005	1,055	



はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の未満率の推移

	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
E25～27計(一部除く)	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80	9.90	8.70	6.60	4.57	3.60
1～9人	3.70	4.51	2.68	1.31	5.24	8.23	10.60	7.50	12.80	6.50	10.77	6.73
10～29人	0.72	8.37	1.10	6.67	6.26	6.21	10.10	11.00	10.30	9.20	3.92	6.67
30～99人	0.56	1.63	0.00	3.02	3.07	1.89	5.40	10.10	5.60	5.00	2.93	0.85



時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	9,799	1,472	3,141	5,186		75	7,811	1,087	826	
円	315	89	193	33			250	28	38	
- 1044	(3.2)	(6.0)	(6.1)	(0.6)			(3.2)	(2.6)	(4.6)	
1045 - 1045	315	89	193	33			250	28	38	
	(3.2)	(6.0)	(6.1)	(0.6)			(3.2)	(2.6)	(4.6)	
1046 - 1046	315	89	193	33			250	28	38	
	(3.2)	(6.0)	(6.1)	(0.6)			(3.2)	(2.6)	(4.6)	
1047 - 1047	318	89	196	33			253	28	38	
	(3.2)	(6.0)	(6.2)	(0.6)			(3.2)	(2.6)	(4.6)	
1048 - 1048	324	89	196	39		5	253	28	38	
	(3.3)	(6.0)	(6.2)	(0.7)		(7.1)	(3.2)	(2.6)	(4.6)	
1049 - 1049	331	89	203	39		5	260	28	38	
	(3.4)	(6.0)	(6.5)	(0.7)		(7.1)	(3.3)	(2.6)	(4.6)	
1050 - 1050	353	99	209	44		5	282	28	38	
	(3.6)	(6.7)	(6.7)	(0.9)		(7.1)	(3.6)	(2.6)	(4.6)	
1051 - 1051	353	99	209	44		5	282	28	38	
	(3.6)	(6.7)	(6.7)	(0.9)		(7.1)	(3.6)	(2.6)	(4.6)	
1052 - 1052	353	99	209	44		5	282	28	38	
	(3.6)	(6.7)	(6.7)	(0.9)		(7.1)	(3.6)	(2.6)	(4.6)	
1053 - 1053	353	99	209	44		5	282	28	38	
	(3.6)	(6.7)	(6.7)	(0.9)		(7.1)	(3.6)	(2.6)	(4.6)	
1054 - 1054	353	99	209	44		5	282	28	38	
	(3.6)	(6.7)	(6.7)	(0.9)		(7.1)	(3.6)	(2.6)	(4.6)	
1055 - 1055	358	99	215	44		5	282	28	43	
	(3.7)	(6.7)	(6.8)	(0.9)		(7.1)	(3.6)	(2.6)	(5.2)	
1056 - 1056	358	99	215	44		5	282	28	43	
	(3.7)	(6.7)	(6.8)	(0.9)		(7.1)	(3.6)	(2.6)	(5.2)	
1057 - 1057	358	99	215	44		5	282	28	43	
	(3.7)	(6.7)	(6.8)	(0.9)		(7.1)	(3.6)	(2.6)	(5.2)	
1058 - 1058	363	99	215	50		5	287	28	43	
	(3.7)	(6.7)	(6.8)	(1.0)		(7.1)	(3.7)	(2.6)	(5.2)	
1059 - 1059	363	99	215	50		5	287	28	43	
	(3.7)	(6.7)	(6.8)	(1.0)		(7.1)	(3.7)	(2.6)	(5.2)	
1060 - 1060	379	99	228	52		5	297	28	49	
	(3.9)	(6.7)	(7.3)	(1.0)		(7.1)	(3.8)	(2.6)	(5.9)	
1061 - 1061	383	99	228	56		5	301	28	49	
	(3.9)	(6.7)	(7.3)	(1.1)		(7.1)	(3.9)	(2.6)	(5.9)	
1062 - 1062	383	99	228	56		5	301	28	49	
	(3.9)	(6.7)	(7.3)	(1.1)		(7.1)	(3.9)	(2.6)	(5.9)	
1063 - 1063	399	99	244	56		5	317	28	49	
	(4.1)	(6.7)	(7.8)	(1.1)		(7.1)	(4.1)	(2.6)	(5.9)	
1064 - 1064	399	99	244	56		5	317	28	49	
	(4.1)	(6.7)	(7.8)	(1.1)		(7.1)	(4.1)	(2.6)	(5.9)	
1065 - 1065	404	99	244	61		5	321	28	49	
	(4.1)	(6.7)	(7.8)	(1.2)		(7.1)	(4.1)	(2.6)	(5.9)	
1066 - 1066	410	105	244	61		5	328	28	49	
	(4.2)	(7.2)	(7.8)	(1.2)		(7.1)	(4.2)	(2.6)	(5.9)	
1067 - 1067	410	105	244	61		5	328	28	49	
	(4.2)	(7.2)	(7.8)	(1.2)		(7.1)	(4.2)	(2.6)	(5.9)	
1068 - 1068	410	105	244	61		5	328	28	49	
	(4.2)	(7.2)	(7.8)	(1.2)		(7.1)	(4.2)	(2.6)	(5.9)	
1069 - 1069	410	105	244	61		5	328	28	49	
	(4.2)	(7.2)	(7.8)	(1.2)		(7.1)	(4.2)	(2.6)	(5.9)	
1070 - 1070	417	105	250	61		5	334	28	49	
	(4.3)	(7.2)	(8.0)	(1.2)		(7.1)	(4.3)	(2.6)	(5.9)	
1071 - 1071	417	105	250	61		5	334	28	49	
	(4.3)	(7.2)	(8.0)	(1.2)		(7.1)	(4.3)	(2.6)	(5.9)	
1072 - 1072	417	105	250	61		5	334	28	49	
	(4.3)	(7.2)	(8.0)	(1.2)		(7.1)	(4.3)	(2.6)	(5.9)	
1073 - 1073	417	105	250	61		5	334	28	49	
	(4.3)	(7.2)	(8.0)	(1.2)		(7.1)	(4.3)	(2.6)	(5.9)	
1074 - 1074	417	105	250	61		5	334	28	49	
	(4.3)	(7.2)	(8.0)	(1.2)		(7.1)	(4.3)	(2.6)	(5.9)	
1075 - 1075	417	105	250	61		5	334	28	49	
	(4.3)	(7.2)	(8.0)	(1.2)		(7.1)	(4.3)	(2.6)	(5.9)	
1076 - 1076	417	105	250	61		5	334	28	49	
	(4.3)	(7.2)	(8.0)	(1.2)		(7.1)	(4.3)	(2.6)	(5.9)	
1077 - 1077	422	105	250	66		5	340	28	49	
	(4.3)	(7.2)	(8.0)	(1.3)		(7.1)	(4.3)	(2.6)	(5.9)	

時間当たり所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
1078	1078	432 (4.4)	116 (7.9)	250 (8.0)	66 (1.3)	5 (7.1)	350 (4.5)	28 (2.6)	49 (5.9)	
1079	1079	445 (4.5)	116 (7.9)	263 (8.4)	66 (1.3)	12 (15.7)	350 (4.5)	28 (2.6)	56 (6.7)	
1080	1080	460 (4.7)	116 (7.9)	279 (8.9)	66 (1.3)	12 (15.7)	365 (4.7)	28 (2.6)	56 (6.7)	
1081	1081	471 (4.8)	116 (7.9)	279 (8.9)	77 (1.5)	12 (15.7)	376 (4.8)	28 (2.6)	56 (6.7)	
1082	1082	512 (5.2)	116 (7.9)	282 (9.0)	115 (2.2)	23 (29.9)	406 (5.2)	28 (2.6)	56 (6.7)	
1083	1083	522 (5.3)	116 (7.9)	282 (9.0)	125 (2.4)	23 (29.9)	416 (5.3)	28 (2.6)	56 (6.7)	
1084	1084	522 (5.3)	116 (7.9)	282 (9.0)	125 (2.4)	23 (29.9)	416 (5.3)	28 (2.6)	56 (6.7)	
1085	1085	529 (5.4)	116 (7.9)	289 (9.2)	125 (2.4)	23 (29.9)	416 (5.3)	28 (2.6)	62 (7.5)	
1086	1086	534 (5.4)	116 (7.9)	294 (9.4)	125 (2.4)	23 (29.9)	421 (5.4)	28 (2.6)	62 (7.5)	
1087	1087	541 (5.5)	122 (8.3)	294 (9.4)	125 (2.4)	23 (29.9)	428 (5.5)	28 (2.6)	62 (7.5)	
1088	1088	541 (5.5)	122 (8.3)	294 (9.4)	125 (2.4)	23 (29.9)	428 (5.5)	28 (2.6)	62 (7.5)	
1089	1089	557 (5.7)	122 (8.3)	294 (9.4)	141 (2.7)	39 (51.4)	428 (5.5)	28 (2.6)	62 (7.5)	
1090	1090	557 (5.7)	122 (8.3)	294 (9.4)	141 (2.7)	39 (51.4)	428 (5.5)	28 (2.6)	62 (7.5)	
1091	1091	557 (5.7)	122 (8.3)	294 (9.4)	141 (2.7)	39 (51.4)	428 (5.5)	28 (2.6)	62 (7.5)	
1092	1092	557 (5.7)	122 (8.3)	294 (9.4)	141 (2.7)	39 (51.4)	428 (5.5)	28 (2.6)	62 (7.5)	
1093	1093	557 (5.7)	122 (8.3)	294 (9.4)	141 (2.7)	39 (51.4)	428 (5.5)	28 (2.6)	62 (7.5)	
1094	1094	562 (5.7)	122 (8.3)	294 (9.4)	146 (2.8)	39 (51.4)	433 (5.5)	28 (2.6)	62 (7.5)	
1095	1095	567 (5.8)	122 (8.3)	298 (9.5)	146 (2.8)	39 (51.4)	433 (5.5)	32 (3.0)	62 (7.5)	
1096	1096	567 (5.8)	122 (8.3)	298 (9.5)	146 (2.8)	39 (51.4)	433 (5.5)	32 (3.0)	62 (7.5)	
1097	1097	567 (5.8)	122 (8.3)	298 (9.5)	146 (2.8)	39 (51.4)	433 (5.5)	32 (3.0)	62 (7.5)	
1098	1098	571 (5.8)	122 (8.3)	303 (9.6)	146 (2.8)	39 (51.4)	433 (5.5)	32 (3.0)	67 (8.1)	
1099	1099	571 (5.8)	122 (8.3)	303 (9.6)	146 (2.8)	39 (51.4)	433 (5.5)	32 (3.0)	67 (8.1)	
1100	1100	613 (6.3)	129 (8.8)	323 (10.3)	162 (3.1)	39 (51.4)	447 (5.7)	39 (3.6)	89 (10.8)	
1101	1101	633 (6.5)	129 (8.8)	334 (10.6)	171 (3.3)	39 (51.4)	462 (5.9)	43 (4.0)	89 (10.8)	
1102	1102	639 (6.5)	135 (9.2)	334 (10.6)	171 (3.3)	39 (51.4)	468 (6.0)	43 (4.0)	89 (10.8)	
1103	1103	639 (6.5)	135 (9.2)	334 (10.6)	171 (3.3)	39 (51.4)	468 (6.0)	43 (4.0)	89 (10.8)	
1104	1104	639 (6.5)	135 (9.2)	334 (10.6)	171 (3.3)	39 (51.4)	468 (6.0)	43 (4.0)	89 (10.8)	
1105	1105	639 (6.5)	135 (9.2)	334 (10.6)	171 (3.3)	39 (51.4)	468 (6.0)	43 (4.0)	89 (10.8)	
1106	1106	639 (6.5)	135 (9.2)	334 (10.6)	171 (3.3)	39 (51.4)	468 (6.0)	43 (4.0)	89 (10.8)	
1107	1107	639 (6.5)	135 (9.2)	334 (10.6)	171 (3.3)	39 (51.4)	468 (6.0)	43 (4.0)	89 (10.8)	
1108	1108	639 (6.5)	135 (9.2)	334 (10.6)	171 (3.3)	39 (51.4)	468 (6.0)	43 (4.0)	89 (10.8)	
1109	1109	644 (6.6)	135 (9.2)	334 (10.6)	175 (3.4)	39 (51.4)	473 (6.1)	43 (4.0)	89 (10.8)	
1110	1110	648 (6.6)	135 (9.2)	338 (10.8)	175 (3.4)	39 (51.4)	473 (6.1)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1111	1111	655 (6.7)	135 (9.2)	345 (11.0)	175 (3.4)	39 (51.4)	480 (6.1)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1112	1112	660 (6.7)	135 (9.2)	349 (11.1)	175 (3.4)	39 (51.4)	484 (6.2)	43 (4.0)	93 (11.3)	

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
1113	1113	660 (6.7)	135 (9.2)	349 (11.1)	175 (3.4)	39 (51.4)	484 (6.2)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1114	1114	660 (6.7)	135 (9.2)	349 (11.1)	175 (3.4)	39 (51.4)	484 (6.2)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1115	1115	660 (6.7)	135 (9.2)	349 (11.1)	175 (3.4)	39 (51.4)	484 (6.2)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1116	1116	665 (6.8)	135 (9.2)	349 (11.1)	181 (3.5)	39 (51.4)	489 (6.3)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1117	1117	670 (6.8)	135 (9.2)	349 (11.1)	186 (3.6)	39 (51.4)	495 (6.3)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1118	1118	675 (6.9)	135 (9.2)	349 (11.1)	190 (3.7)	39 (51.4)	499 (6.4)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1119	1119	685 (7.0)	135 (9.2)	349 (11.1)	201 (3.9)	50 (65.7)	499 (6.4)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1120	1120	696 (7.1)	145 (9.9)	349 (11.1)	201 (3.9)	50 (65.7)	509 (6.5)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1121	1121	700 (7.1)	145 (9.9)	354 (11.3)	201 (3.9)	50 (65.7)	514 (6.6)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1122	1122	700 (7.1)	145 (9.9)	354 (11.3)	201 (3.9)	50 (65.7)	514 (6.6)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1123	1123	700 (7.1)	145 (9.9)	354 (11.3)	201 (3.9)	50 (65.7)	514 (6.6)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1124	1124	704 (7.2)	145 (9.9)	358 (11.4)	201 (3.9)	50 (65.7)	518 (6.6)	43 (4.0)	93 (11.3)	
1125	1125	738 (7.5)	152 (10.3)	385 (12.2)	201 (3.9)	50 (65.7)	538 (6.9)	50 (4.6)	100 (12.1)	
1126	1126	738 (7.5)	152 (10.3)	385 (12.2)	201 (3.9)	50 (65.7)	538 (6.9)	50 (4.6)	100 (12.1)	
1127	1127	738 (7.5)	152 (10.3)	385 (12.2)	201 (3.9)	50 (65.7)	538 (6.9)	50 (4.6)	100 (12.1)	
1128	1128	738 (7.5)	152 (10.3)	385 (12.2)	201 (3.9)	50 (65.7)	538 (6.9)	50 (4.6)	100 (12.1)	
1129	1129	738 (7.5)	152 (10.3)	385 (12.2)	201 (3.9)	50 (65.7)	538 (6.9)	50 (4.6)	100 (12.1)	
1130	1130	748 (7.6)	158 (10.7)	389 (12.4)	201 (3.9)	50 (65.7)	543 (6.9)	50 (4.6)	106 (12.8)	
1131	1131	748 (7.6)	158 (10.7)	389 (12.4)	201 (3.9)	50 (65.7)	543 (6.9)	50 (4.6)	106 (12.8)	
1132	1132	748 (7.6)	158 (10.7)	389 (12.4)	201 (3.9)	50 (65.7)	543 (6.9)	50 (4.6)	106 (12.8)	
1133	1133	757 (7.7)	158 (10.7)	398 (12.7)	201 (3.9)	50 (65.7)	552 (7.1)	50 (4.6)	106 (12.8)	
1134	1134	757 (7.7)	158 (10.7)	398 (12.7)	201 (3.9)	50 (65.7)	552 (7.1)	50 (4.6)	106 (12.8)	
1135	1135	757 (7.7)	158 (10.7)	398 (12.7)	201 (3.9)	50 (65.7)	552 (7.1)	50 (4.6)	106 (12.8)	
1136	1136	762 (7.8)	158 (10.7)	398 (12.7)	206 (4.0)	50 (65.7)	557 (7.1)	50 (4.6)	106 (12.8)	
1137	1137	762 (7.8)	158 (10.7)	398 (12.7)	206 (4.0)	50 (65.7)	557 (7.1)	50 (4.6)	106 (12.8)	
1138	1138	762 (7.8)	158 (10.7)	398 (12.7)	206 (4.0)	50 (65.7)	557 (7.1)	50 (4.6)	106 (12.8)	
1139	1139	786 (8.0)	178 (12.1)	398 (12.7)	211 (4.1)	50 (65.7)	581 (7.4)	50 (4.6)	106 (12.8)	
1140	1140	791 (8.1)	178 (12.1)	398 (12.7)	215 (4.2)	50 (65.7)	581 (7.4)	50 (4.6)	111 (13.4)	
1141	1141	799 (8.2)	178 (12.1)	402 (12.8)	220 (4.2)	50 (65.7)	589 (7.5)	50 (4.6)	111 (13.4)	
1142	1142	804 (8.2)	178 (12.1)	402 (12.8)	224 (4.3)	50 (65.7)	594 (7.6)	50 (4.6)	111 (13.4)	
1143	1143	813 (8.3)	178 (12.1)	411 (13.1)	224 (4.3)	50 (65.7)	599 (7.7)	50 (4.6)	115 (13.9)	
1144	1144	816 (8.3)	178 (12.1)	411 (13.1)	227 (4.4)	50 (65.7)	601 (7.7)	50 (4.6)	115 (13.9)	
1145	1145	816 (8.3)	178 (12.1)	411 (13.1)	227 (4.4)	50 (65.7)	601 (7.7)	50 (4.6)	115 (13.9)	
1146	1146	820 (8.4)	178 (12.1)	416 (13.2)	227 (4.4)	50 (65.7)	601 (7.7)	50 (4.6)	120 (14.5)	
1147	1147	835 (8.5)	178 (12.1)	420 (13.4)	238 (4.6)	50 (65.7)	616 (7.9)	50 (4.6)	120 (14.5)	

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
1148	1148	846 (8.6)	178 (12.1)	420 (13.4)	248 (4.8)	50 (65.7)	627 (8.0)	50 (4.6)	120 (14.5)	
1149	1149	846 (8.6)	178 (12.1)	420 (13.4)	248 (4.8)	50 (65.7)	627 (8.0)	50 (4.6)	120 (14.5)	
1150	1150	881 (9.0)	184 (12.5)	427 (13.6)	269 (5.2)	50 (65.7)	645 (8.3)	57 (5.2)	130 (15.7)	
1151	1151	881 (9.0)	184 (12.5)	427 (13.6)	269 (5.2)	50 (65.7)	645 (8.3)	57 (5.2)	130 (15.7)	
1152	1152	886 (9.0)	184 (12.5)	432 (13.8)	269 (5.2)	50 (65.7)	650 (8.3)	57 (5.2)	130 (15.7)	
1153	1153	886 (9.0)	184 (12.5)	432 (13.8)	269 (5.2)	50 (65.7)	650 (8.3)	57 (5.2)	130 (15.7)	
1154	1154	923 (9.4)	184 (12.5)	450 (14.3)	288 (5.6)	50 (65.7)	687 (8.8)	57 (5.2)	130 (15.7)	
1155	1155	923 (9.4)	184 (12.5)	450 (14.3)	288 (5.6)	50 (65.7)	687 (8.8)	57 (5.2)	130 (15.7)	
1156	1159	946 (9.7)	184 (12.5)	473 (15.1)	288 (5.6)	50 (65.7)	699 (8.9)	68 (6.3)	130 (15.7)	
1160	1169	1,022 (10.4)	210 (14.3)	493 (15.7)	318 (6.1)	50 (65.7)	769 (9.8)	73 (6.8)	130 (15.7)	
1170	1179	1,052 (10.7)	227 (15.4)	496 (15.8)	329 (6.3)	50 (65.7)	790 (10.1)	73 (6.8)	139 (16.9)	
1180	1189	1,097 (11.2)	242 (16.5)	500 (15.9)	355 (6.8)	55 (72.8)	821 (10.5)	73 (6.8)	147 (17.8)	
1190	1199	1,160 (11.8)	249 (16.9)	532 (16.9)	379 (7.3)	55 (72.8)	879 (11.3)	78 (7.2)	147 (17.8)	
1200	1209	1,288 (13.1)	249 (16.9)	589 (18.7)	450 (8.7)	55 (72.8)	986 (12.6)	85 (7.8)	162 (19.7)	
1210	1219	1,338 (13.7)	249 (16.9)	613 (19.5)	476 (9.2)	55 (72.8)	1,036 (13.3)	85 (7.8)	162 (19.7)	
1220	1229	1,427 (14.6)	258 (17.6)	647 (20.6)	522 (10.1)	59 (78.4)	1,116 (14.3)	90 (8.3)	162 (19.7)	
1230	1239	1,451 (14.8)	258 (17.6)	656 (20.9)	536 (10.3)	59 (78.4)	1,139 (14.6)	90 (8.3)	162 (19.7)	
1240	1249	1,497 (15.3)	258 (17.6)	665 (21.2)	573 (11.1)	59 (78.4)	1,175 (15.0)	100 (9.2)	162 (19.7)	
1250	1259	1,574 (16.1)	264 (18.0)	708 (22.5)	601 (11.6)	59 (78.4)	1,247 (16.0)	100 (9.2)	168 (20.3)	
1260	1269	1,655 (16.9)	292 (19.8)	739 (23.5)	624 (12.0)	59 (78.4)	1,307 (16.7)	117 (10.8)	172 (20.8)	
1270	1279	1,755 (17.9)	292 (19.8)	761 (24.2)	702 (13.5)	59 (78.4)	1,396 (17.9)	122 (11.2)	177 (21.5)	
1280	1289	1,793 (18.3)	292 (19.8)	773 (24.6)	729 (14.0)	59 (78.4)	1,435 (18.4)	122 (11.2)	177 (21.5)	
1290	1299	1,895 (19.3)	302 (20.5)	812 (25.8)	781 (15.1)	59 (78.4)	1,506 (19.3)	136 (12.5)	194 (23.5)	
1300	1399	2,915 (29.7)	464 (31.5)	1,098 (35.0)	1,353 (26.1)	75 (100.0)	2,345 (30.0)	220 (20.2)	275 (33.3)	
1400	1499	3,835 (39.1)	592 (40.3)	1,376 (43.8)	1,867 (36.0)		3,133 (40.1)	280 (25.8)	347 (42.0)	
1500	1599	5,006 (51.1)	828 (56.3)	1,738 (55.3)	2,440 (47.1)		4,119 (52.7)	379 (34.9)	433 (52.4)	
1600	1699	5,949 (60.7)	947 (64.4)	2,049 (65.2)	2,953 (56.9)		4,897 (62.7)	475 (43.7)	502 (60.7)	
1700	1799	6,693 (68.3)	973 (66.1)	2,316 (73.7)	3,404 (65.6)		5,547 (71.0)	524 (48.2)	546 (66.1)	
1800	1899	7,275 (74.2)	1,089 (74.0)	2,437 (77.6)	3,749 (72.3)		5,996 (76.8)	602 (55.4)	602 (72.8)	
1900	1999	7,825 (79.9)	1,156 (78.6)	2,587 (82.3)	4,082 (78.7)		6,392 (81.8)	692 (63.7)	666 (80.6)	
2000		9,799 (100.0)	1,472 (100.0)	3,141 (100.0)	5,186 (100.0)		7,811 (100.0)	1,087 (100.0)	826 (100.0)	
月平均賃金額		280,369	276,375	271,874	286,647	194,405	275,984	319,854	277,751	
時間当平均賃金額		1,686	1,689	1,628	1,720	1,155	1,661	1,904	1,679	
月一人当たり労働時間数		166	162	166	167	169	166	167	165	
第１・２０分位数		1,082	1,027	1,035	1,150	1,048	1,082	1,150	1,055	
第１・１０分位数		1,162	1,125	1,100	1,229	1,079	1,178	1,268	1,100	
第１・４分位数		1,355	1,323	1,291	1,387	1,082	1,352	1,470	1,318	
中位数		1,591	1,537	1,557	1,622	1,089	1,577	1,839	1,580	
四分位偏差係数		0.1757	0.1955	0.1692	0.1711	0.0661	0.1614	0.2085	0.1953	

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果

産業別特性値及び未満率

区分	第1・20分位数				第1・10分位数				中位数				未満率	
	R6年	R7年	増減額	増減率	R6年	R7年	増減額	増減率	R6年	R7年	増減額	増減率	R6年	R7年
県最賃適用計	953	1,005	52	5.46	960	1,010	50	5.21	1,250 (1,495)	1,250 (1,482)	0 (-13)	0.00 (-0.87)	2.35	2.34
鉄鋼業	1,070	1,065	-5	-0.47	1,156	1,180	24	2.08	1,617 (1,708)	1,638 (1,763)	21 (54.59)	1.30 (3.20)	3.68	6.34
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	1,022	1,082	60	5.87	1,100	1,162	62	5.64	1,581 (1,732)	1,591 (1,686)	10 (-45.9)	0.63 (-2.6)	4.57	3.60
計量器・測定器・分析 機器・試験機・理化学 機械器具、医療用機械 器具・医療用品、光学 機械器具・レンズ、電子 部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具、情 報通信機械器具、時 計・同部分品製造業	982	1,021	39	3.97	1,024	1,052	28	2.73	1,430 (1,591)	1,514 (1,680)	84 (88.79)	5.87 (5.58)	6.89	7.58

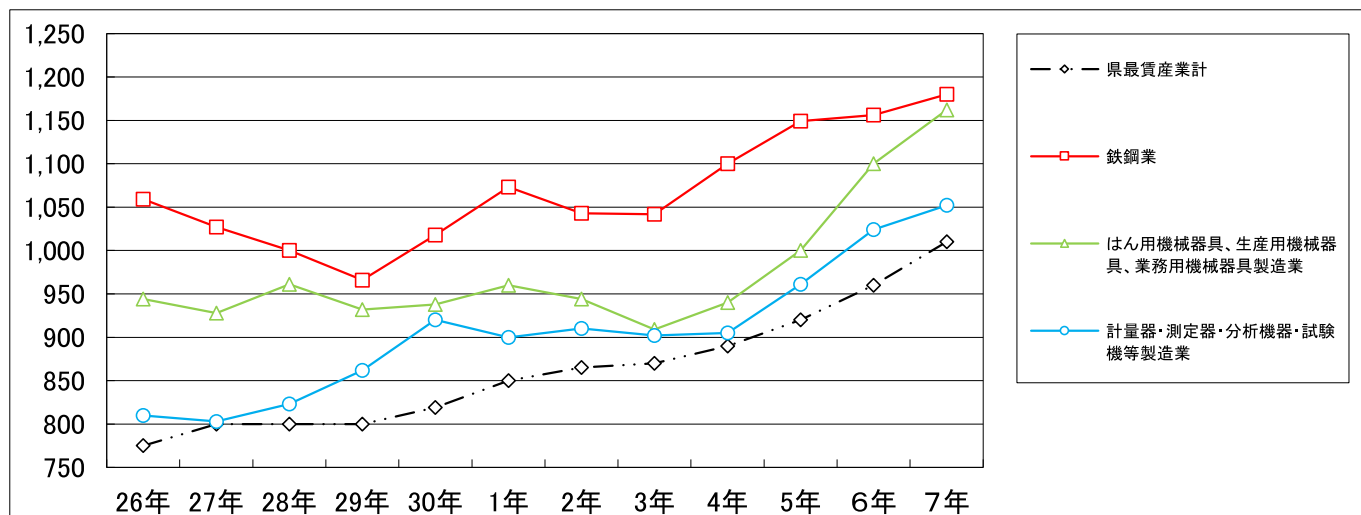
()は時間当たり平均賃金額

規模別特性値及び未満率

	規模 (人)	鉄鋼業		はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・理 化学機械器具、医療用機械器具・医療用 品、光学機械器具・レンズ、電子部品・ デバイス・電子回路、電気機械器具、情 報通信機械器具、時計・同部分品製造業	
		R6年	R7年	R6年	R7年	R6年	R7年
第1・20 分位数 (円)	1～9	970	1,010	960	1,027	953	1,023
	10～29	1,111	1,049	1,026	1,035	961	1,010
	30～99	1,090	1,122	1,056	1,150	1,009	1,033
	計	1,070	1,065	1,022	1,082	982	1,021
第1・10 分位数 (円)	1～9	970	1,186	1,000	1,125	980	1,026
	10～29	1,303	1,065	1,100	1,100	1,002	1,052
	30～99	1,160	1,220	1,150	1,229	1,030	1,052
	計	1,156	1,180	1,100	1,162	1,024	1,052
未満率 (%)	1～9	14.16	6.40	10.77	6.73	13.19	12.39
	10～29	2.67	10.66	3.94	6.67	9.94	9.80
	30～99	2.59	3.60	2.95	0.85	4.19	5.71
	計	3.68	6.34	4.57	3.60	6.89	7.58

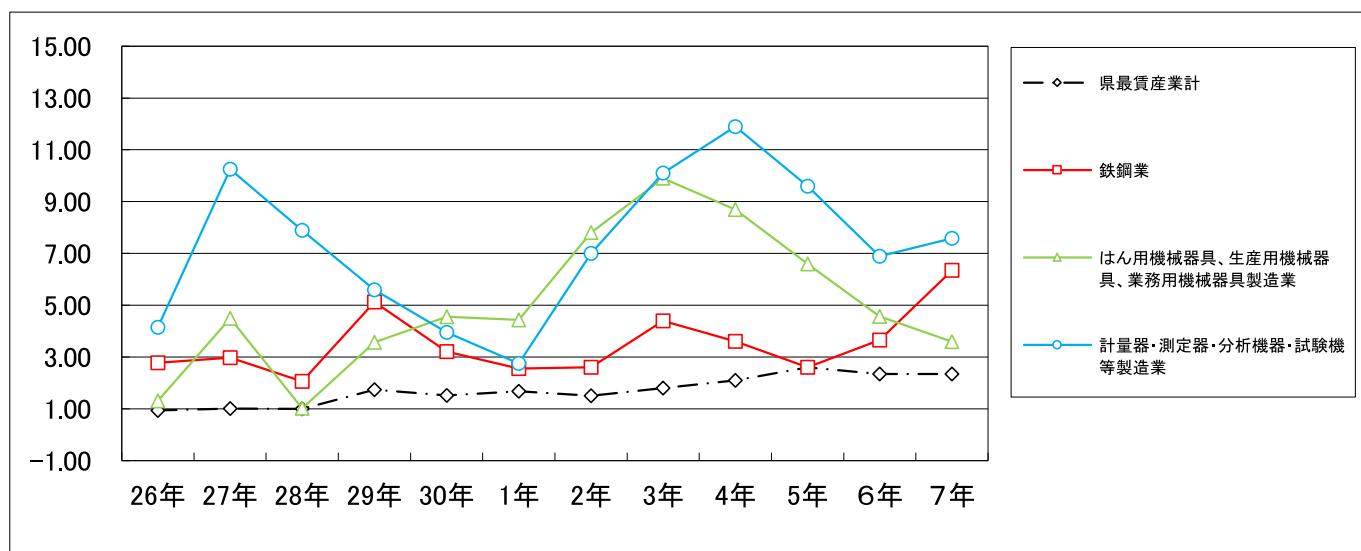
3業種の ”第1・10分位数の推移”

	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
県最賃産業計	775	800	800	800	819	850	865	870	890	920	960	1,010
鉄鋼業	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043	1,042	1,100	1,149	1,156	1,180
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	944	928	961	932	938	960	944	909	940	1,000	1,100	1,162
計量器・測定器・分析機器・試験機等 製造業	810	803	823	862	920	900	910	902	905	961	1,024	1,052



3業種の未満率の推移

	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
県最賃産業計	0.94	1.01	1.00	1.74	1.52	1.68	1.50	1.80	2.10	2.60	2.35	2.34
鉄鋼業	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60	4.40	3.60	2.60	3.65	6.34
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80	9.90	8.70	6.60	4.57	3.60
計量器・測定器・分析機器・試験機等 製造業	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	2.75	7.00	10.10	11.90	9.60	6.89	7.58



2025年12月企業短期経済観測調査結果（茨城県）

○ 調査時期 2025年12月 回答期間 11月11日 ～ 12月12日

○ 調査対象企業数

	合計	製造業	非製造業
対象企業数	127 社	62 社	65 社
回答率	100.0%	100.0%	100.0%

I. 判断D. I.

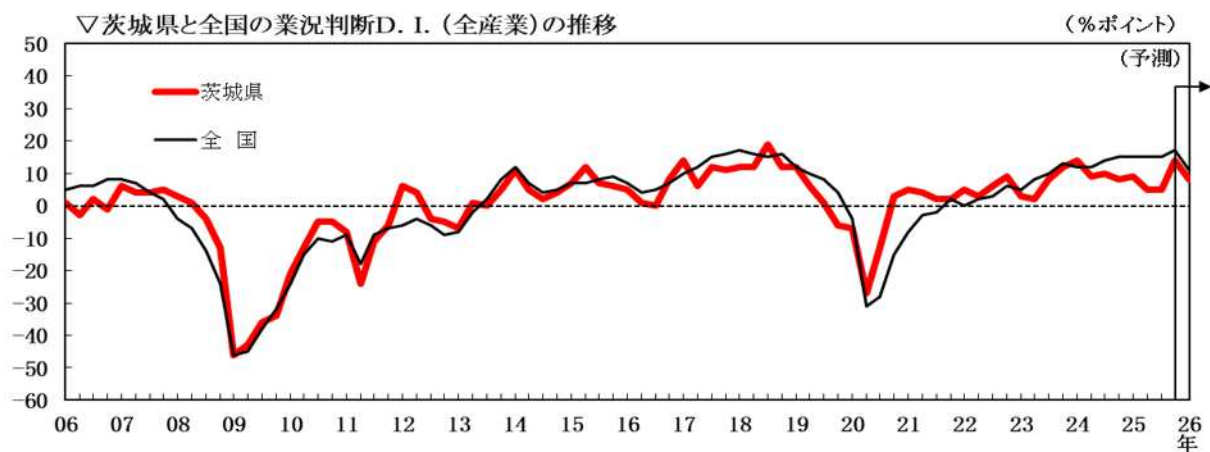
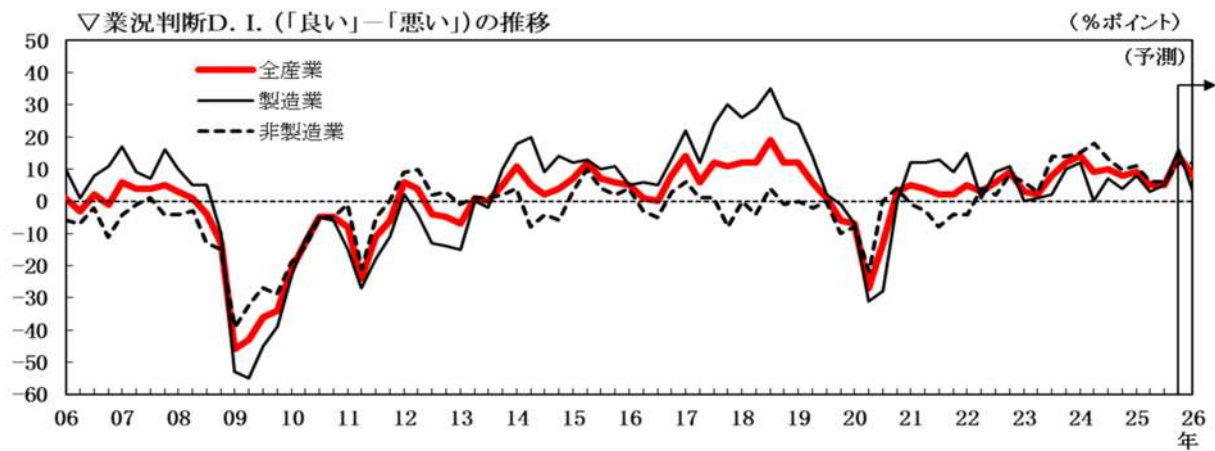
1. 業況判断D.I.

(%ポイント)

	24年3月	24年6月	24年9月	24年12月	25年3月	25年6月	25年9月		25年12月	
							最近	先行き	最近	先行き
全産業	14	9	10	8	9	5	5	10	14	8
製造業	12	0	7	4	8	3	5	8	16	3
非製造業	15	18	13	10	11	6	6	12	12	12

(注1) D. I. は、Diffusion Indexの略。

(注2) 判断D. I. は、「良い」（回答社数構成比<>）－「悪い」（回答社数構成比<>）（以下同じ）。



2. 需給・在庫・価格判断D.I.

(%ポイント)

		24年6月	24年9月	24年12月	25年3月	25年6月	25年9月		25年12月	
							最 近	先行き	最 近	先行き
国内での製商品・サービス需給判断 「需要超過」－「供給超過」	全 産 業	▲ 14	▲ 13	▲ 14	▲ 12	▲ 11	▲ 14	▲ 11	▲ 11	▲ 16
	製 造 業	▲ 25	▲ 19	▲ 18	▲ 16	▲ 11	▲ 16	▲ 16	▲ 10	▲ 18
	非製造業	▲ 3	▲ 6	▲ 9	▲ 10	▲ 10	▲ 13	▲ 8	▲ 11	▲ 14
海外での製商品需給判断 「需要超過」－「供給超過」	製 造 業	▲ 14	▲ 19	▲ 17	▲ 19	▲ 17	▲ 20	▲ 21	▲ 18	▲ 21
製商品在庫水準判断 「過大」－「不足」	全 産 業	14	18	17	11	15	15	/	18	/
	製 造 業	18	28	26	11	18	17		20	
	非製造業	8	3	3	10	13	13		15	
仕入価格判断 「上昇」－「下落」	全 産 業	56	51	49	49	43	44	48	46	49
	製 造 業	57	51	46	46	38	39	45	41	50
	非製造業	53	50	52	52	47	48	52	51	49
販売価格判断 「上昇」－「下落」	全 産 業	40	35	31	27	21	29	31	27	25
	製 造 業	41	34	25	13	12	17	26	25	25
	非製造業	38	35	35	40	29	40	36	30	25

3. 設備・雇用人員判断D.I.

(%ポイント)

		24年6月	24年9月	24年12月	25年3月	25年6月	25年9月		25年12月	
							最 近	先行き	最 近	先行き
生産・営業用設備判断 「過剰」－「不足」	全 産 業	2	4	4	2	5	3	4	3	3
	製 造 業	6	8	9	4	8	3	3	0	4
	非製造業	▲ 3	▲ 1	0	1	3	3	3	5	3
雇用人員判断 「過剰」－「不足」	全 産 業	▲ 25	▲ 29	▲ 31	▲ 35	▲ 32	▲ 32	▲ 37	▲ 30	▲ 36
	製 造 業	▲ 9	▲ 12	▲ 19	▲ 24	▲ 22	▲ 29	▲ 31	▲ 21	▲ 24
	非製造業	▲ 40	▲ 45	▲ 43	▲ 46	▲ 41	▲ 35	▲ 43	▲ 40	▲ 46

4. 企業金融関連判断D.I.

(%ポイント)

		24年6月	24年9月	24年12月	25年3月	25年6月	25年9月		25年12月	
							最 近	先行き	最 近	先行き
資金繰り判断 「楽である」－「苦しい」	全 産 業	9	9	11	6	11	11	/	11	/
	製 造 業	6	4	5	5	13	12		14	
	非製造業	12	14	17	6	10	10		8	
金融機関の貸出態度判断 「緩い」－「厳しい」	全 産 業	15	13	14	9	15	15	/	18	/
	製 造 業	10	8	6	6	17	13		15	
	非製造業	21	18	20	13	13	17		21	
借入金利水準判断 「上昇」－「低下」	全 産 業	24	47	47	61	48	42	50	45	53
	製 造 業	26	41	45	50	39	26	38	36	47
	非製造業	22	53	49	72	57	57	61	53	59

Ⅱ. 事業計画

1. 売上高

(前年比・%)

	22年度	23年度	24年度	25年度	
				(計画)	修正率
全 産 業	5.7	3.8	1.0	▲ 1.4	▲ 0.1
製 造 業	8.8	6.9	0.1	▲ 3.1	0.1
非 製 造 業	2.3	0.3	2.2	0.5	▲ 0.2

(注) 修正率は前回調査との対比(以下同じ)。

2. 経常利益

(前年比・%)

	22年度	23年度	24年度	25年度	
				(計画)	修正率
全 産 業	▲ 14.4	▲ 4.6	15.0	▲ 7.2	15.4
製 造 業	▲ 29.3	15.8	33.4	▲ 18.6	25.5
非 製 造 業	▲ 8.2	▲ 11.1	▲ 13.0	19.3	2.4

3. 設備投資額

ソフトウェア・研究開発を含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	22年度	23年度	24年度	25年度	
				(計画)	修正率
全 産 業	7.1	▲ 8.0	23.2	16.9	▲ 1.5
製 造 業	9.8	▲ 4.8	21.7	20.0	▲ 2.1
非 製 造 業	▲ 1.0	▲ 18.3	29.2	5.2	1.4

4. 新卒採用

(前年比・%)

	24年度	25年度 (計画)		26年度 (計画)	
		25年6月	25年12月	25年6月	25年12月
全 産 業	1.1	9.4	6.5	▲ 2.9	▲ 0.9
製 造 業	▲ 0.2	11.4	7.8	▲ 5.2	▲ 8.1
非 製 造 業	2.2	7.7	5.4	▲ 0.9	5.4

本稿は、公表の2営業日前までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2025 年 11 月 13 日
日本銀行水戸事務所

茨城県金融経済概況

【要 旨】

県内景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。

主要支出項目等をみると、個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに増加している。住宅投資は、弱い動きとなっている。公共投資は、横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は、9月企業短期経済観測調査結果(茨城県)では、2025 年度は前年度を上回る計画となっている。生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境は、改善している。

なお、金融面をみると、預金は減少したものの、貸出は増加した。貸出約定平均金利は、前月並みとなった。

【各 論】

1. 個人消費

9月の百貨店・スーパー販売額は、前年を下回った一方、家電販売額は、前年を上回った。10月の乗用車新車登録台数は、前年を下回った。8月の延べ宿泊者数は、前年を下回った。

2. 住宅投資

9月の新設住宅着工戸数は、貸家系および分譲が前年を上回ったものの、持家が前年を下回ったことから、全体でも前年を下回った。

3. 公共投資

9月の公共工事請負金額は、前年を下回った。

4. 設備投資

9月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2025 年度は前年度を上回る計画となっている。

5. 生 産

8月の鉱工業生産指数(季節調整済)は、前月を下回った。

6. 雇用・所得環境

雇用・所得環境は、8月の常用労働者数は前年と同水準となり、一人平均現金給与総額は前年を上回った。この間、9月企業短期経済観測調査結果(茨城県)の雇用人員判断 D.I.(全産業)は、△32%ポイントの「不足」超となった。

7. 物 価

9月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、+2.7%と前年を上回った。

8. 預金

9月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、前年を下回った。

9. 貸出

9月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、前年を上回った。

10. 貸出約定平均金利

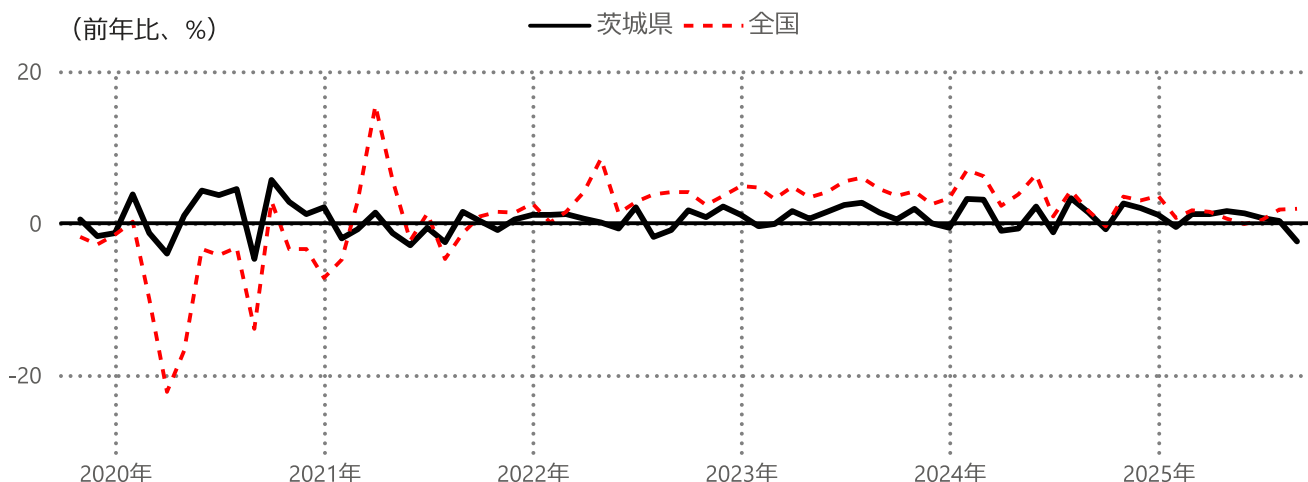
8月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、前月並みとなった。

以 上

【図表】実体経済

(1) 個人消費

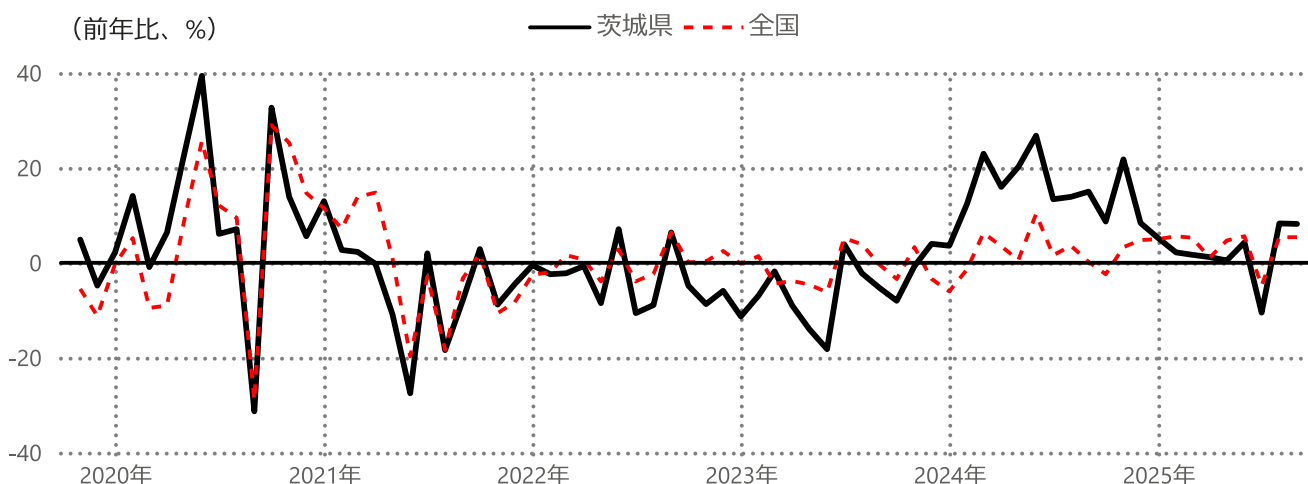
▽百貨店・スーパー販売額（既存店）



(出所) 経済産業省「商業動態統計」

(注) 直近値は2025年9月

▽家電大型専門店販売額



(出所) 経済産業省「商業動態統計」

(注) 直近値は2025年9月

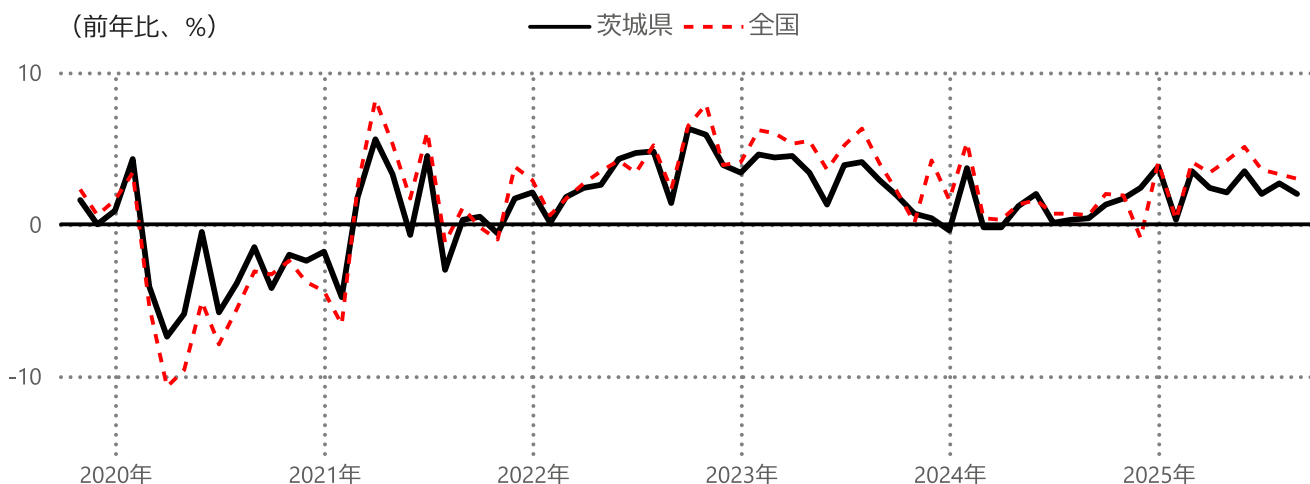
▽乗用車新車登録台数



(出所) 茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「新車登録台数」、
全国軽自動車協会連合会「軽四輪車新車販売」

(注) 直近値は2025年10月

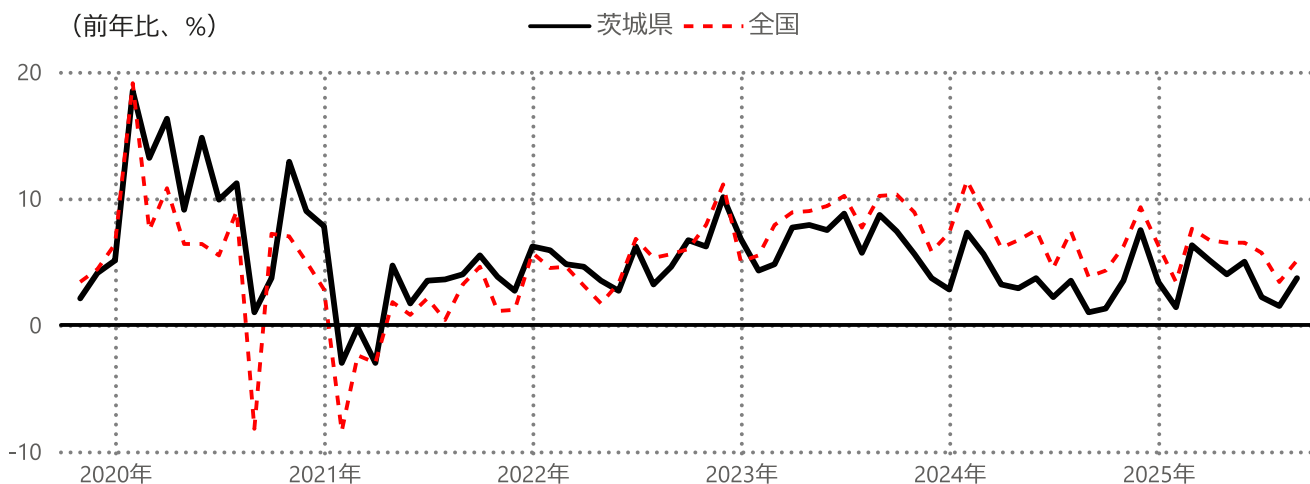
▽コンビニエンスストア販売額



(出所) 経済産業省「商業動態統計」

(注) 直近値は2025年9月

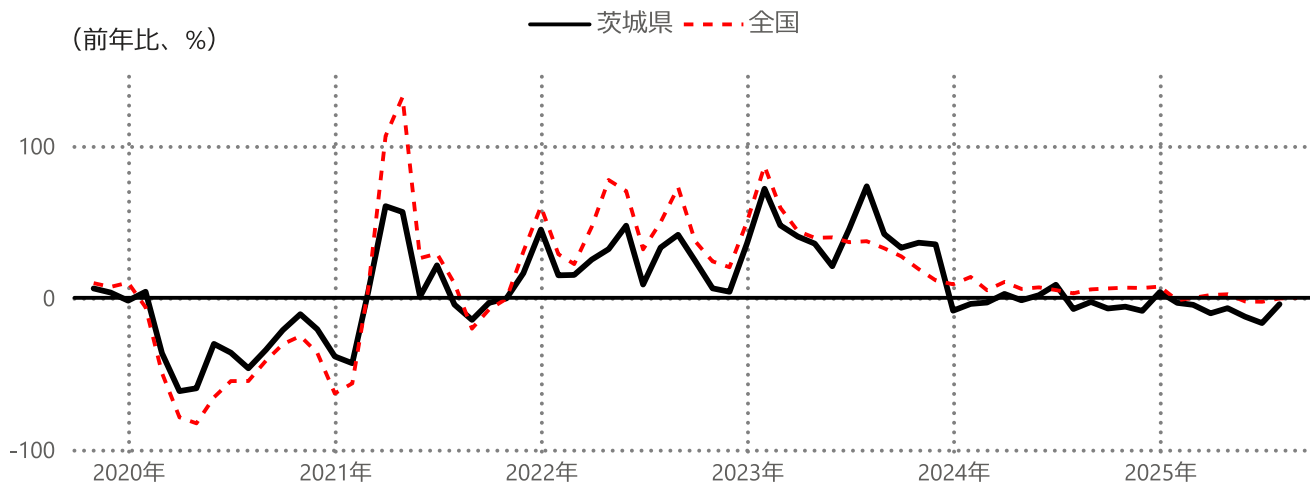
▽ドラッグストア販売額



(出所) 経済産業省「商業動態統計」

(注) 直近値は2025年9月

▽延べ宿泊者数

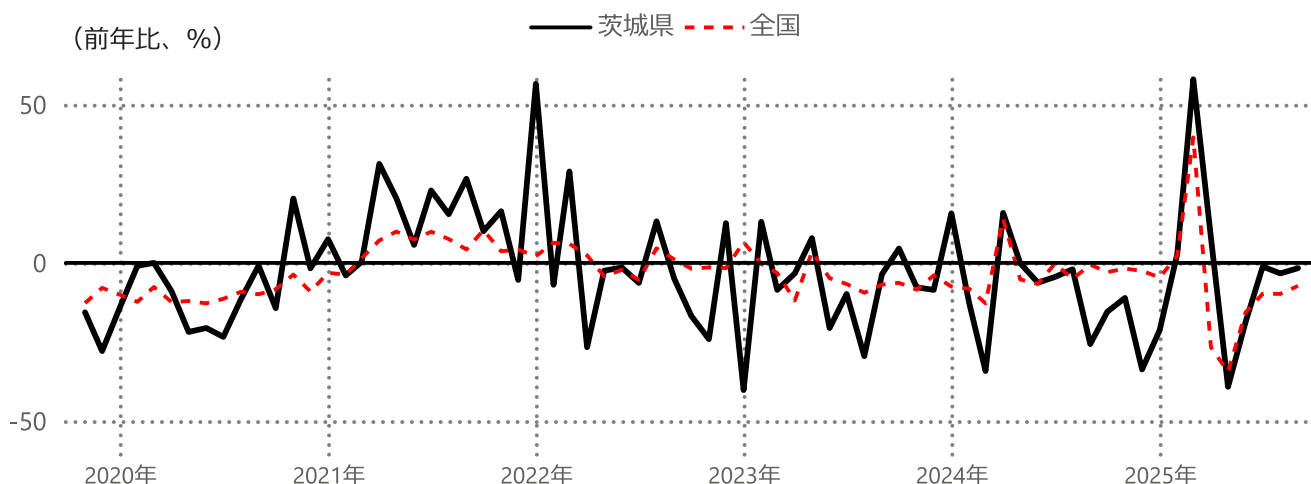


(出所) 観光庁「宿泊旅行統計調査」

(注) 茨城県の直近値は2025年8月、全国の直近値は2025年9月

(2) 住宅投資

▽新設住宅着工戸数

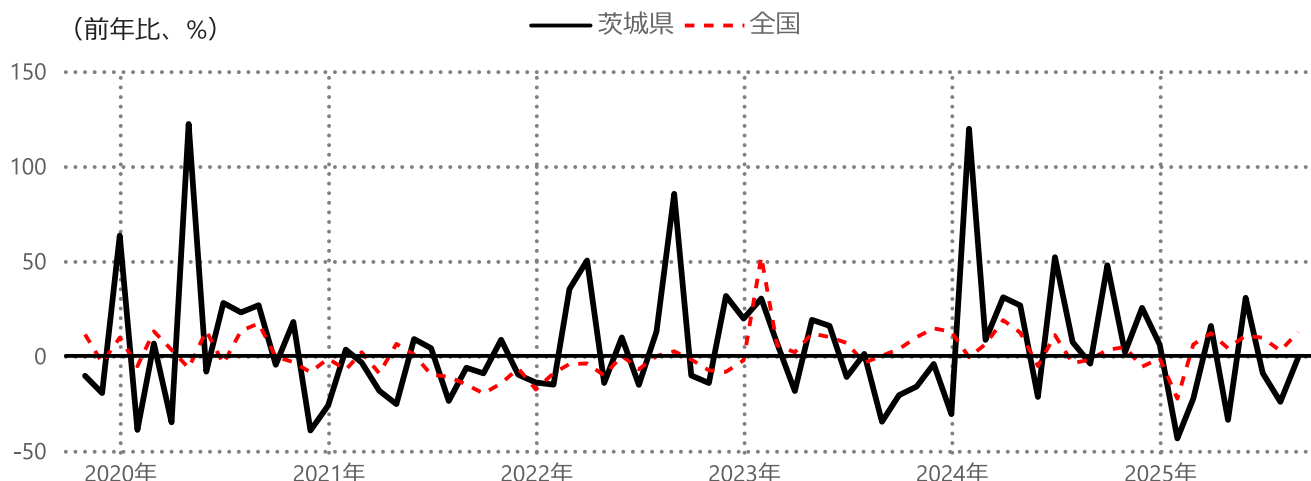


(出所) 国土交通省「建築着工統計」

(注) 直近値は2025年9月

(3) 公共投資

▽公共工事請負金額

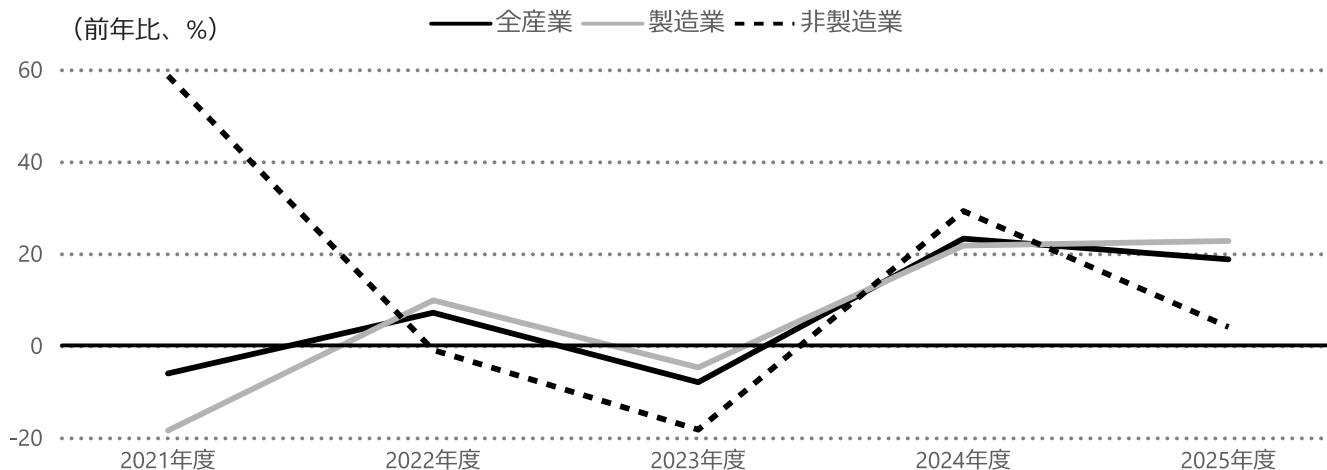


(出所) 東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

(注) 直近値は2025年9月

(4) 設備投資

▽ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

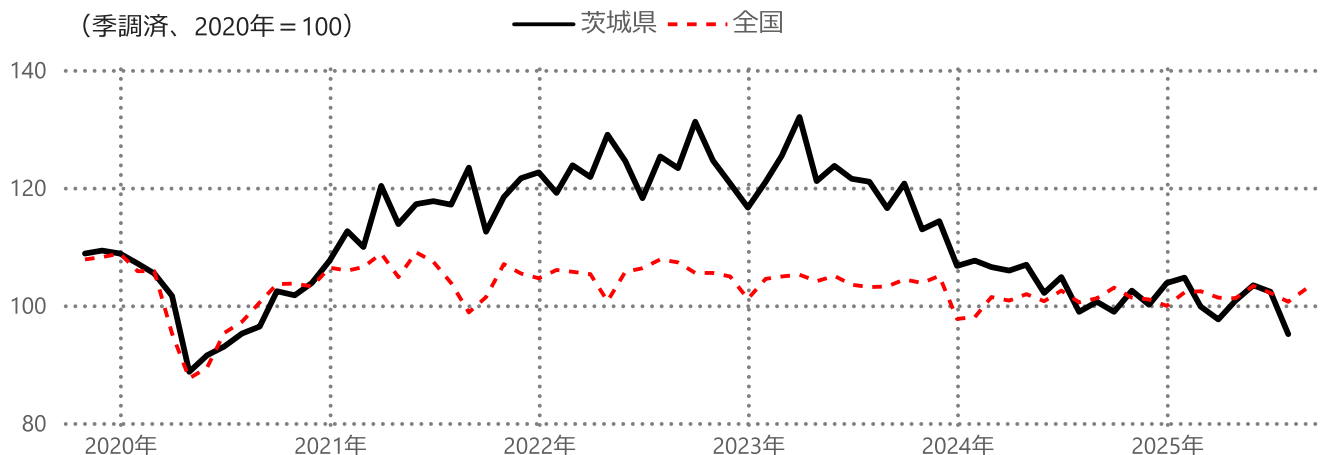


(出所) 日本銀行水戸事務所「企業短期経済観測調査（茨城県）」

(注) 2025年度は計画値

(5) 生産

▽鉱工業生産指数



(出所) 茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数」

(注) 茨城県の直近値は2025年8月、全国の直近値は2025年9月

(6) 雇用・所得環境

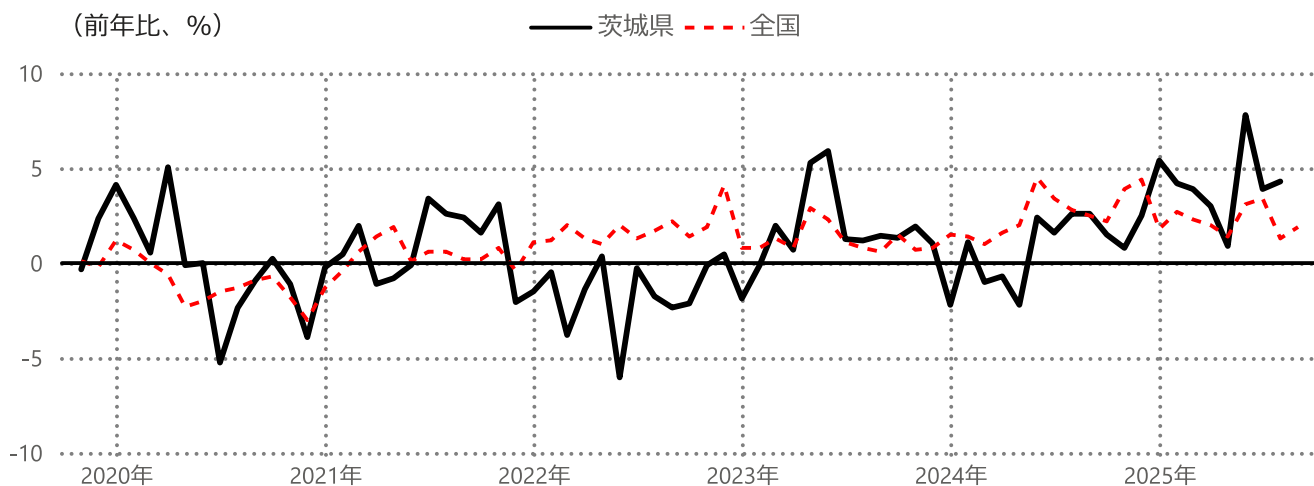
▽常用労働者数



(出所) 茨城県「毎月勤労統計調査地方調査月報」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 茨城県の直近値は2025年8月、全国の直近値は2025年9月

▽一人平均現金給与総額

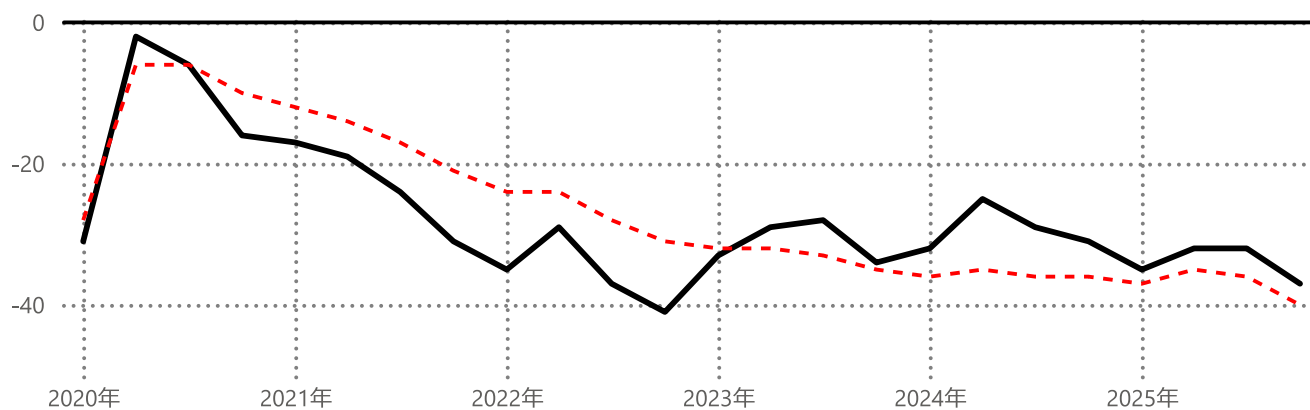


(出所) 茨城県「毎月勤労統計調査地方調査月報」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 茨城県の直近値は2025年8月、全国の直近値は2025年9月

▽雇用人員判断D.I.

(全産業：「過剰」－「不足」、%ポイント) — 茨城県 - - - 全国



(出所) 日本銀行水戸事務所「企業短期経済観測調査（茨城県）」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

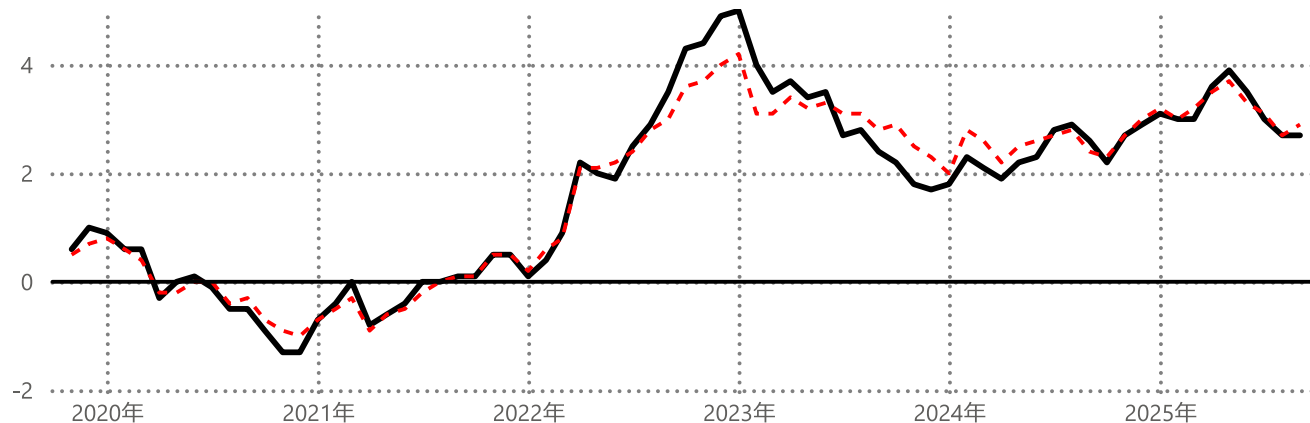
(注) 2025年 4Qは予測値

(7) 物価

▽消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）

(前年比、%)

— 水戸市 - - - 全国



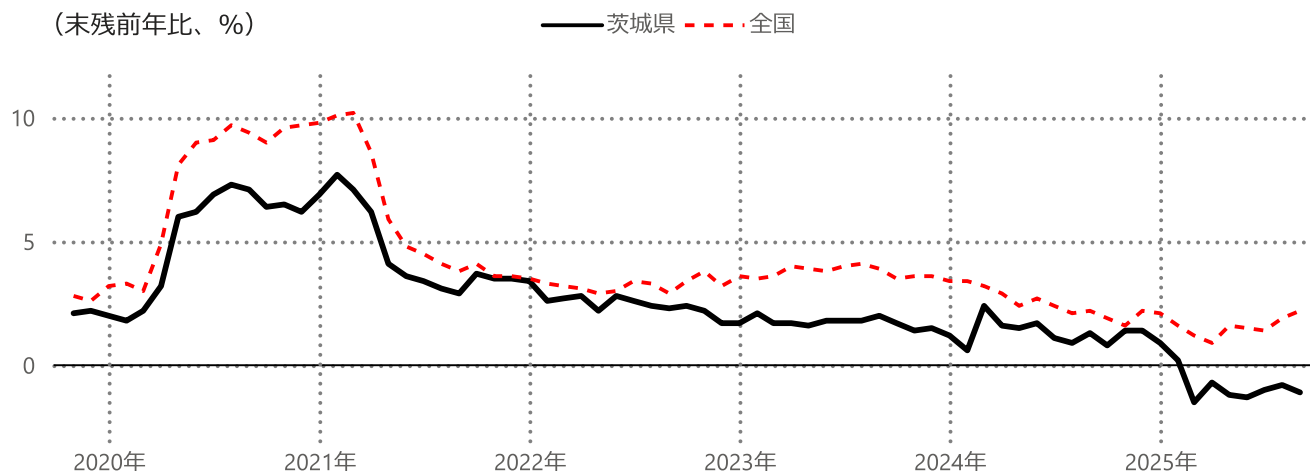
(出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 直近値は2025年9月

【図表】金融

(1) 預金

(末残前年比、%)

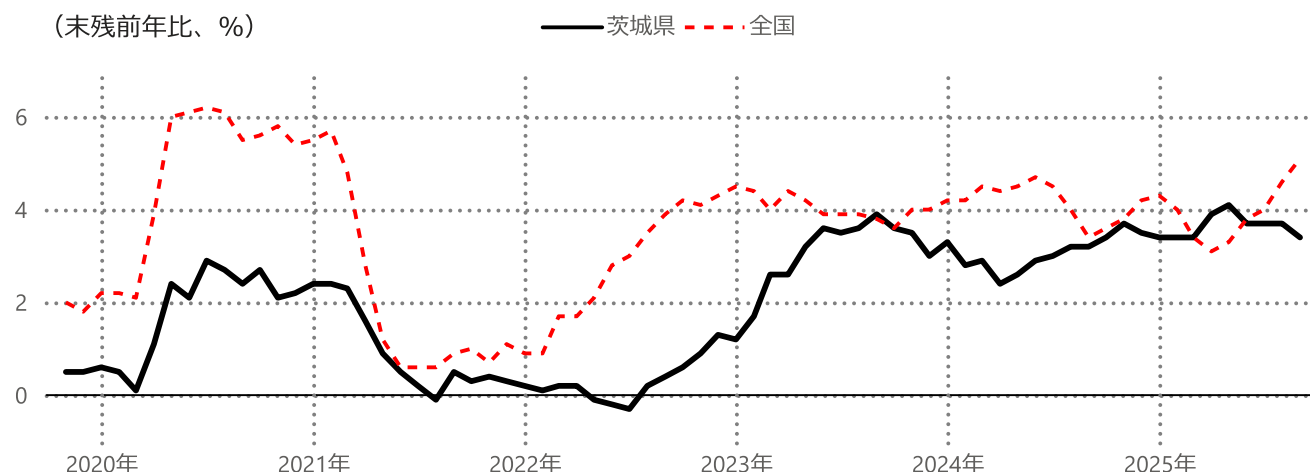


(出所) 日本銀行、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(注) 直近値は2025年9月

(2) 貸出

(末残前年比、%)

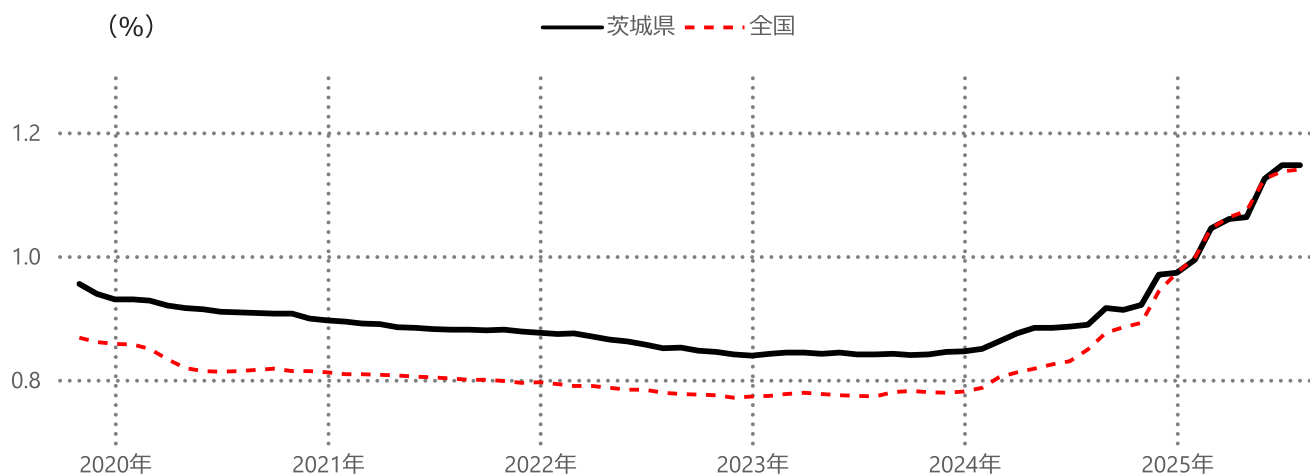


(出所) 日本銀行、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(注) 直近値は2025年9月

(3) 貸出約定平均金利（ストックベース＜総合＞）

(%)



(出所) 日本銀行、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

(注) 直近値は2025年8月

(4) 銀行券

(億円)

	25/1-3月	4-6月	7-9月	25/8月	9月	10月
発 行	1,377	1,594	2,019	658	735	430
還 収	230	183	118	31	43	167
発行・還収(△)超額	1,147	1,410	1,900	626	691	263

(出所) 日本銀行水戸事務所

本資料に関する問い合わせ先：日本銀行水戸事務所
TEL：029-224-2734 (代表)

茨城労働局発表
令和7年11月28日（金）
午前10時30分解禁

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 海老澤 知子
地方労働市場情報官 川久保 友美
電話 029-224-6218

報道関係者 各位

県内の雇用情勢の概況（令和7年10月分）

基調判断

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、一段と改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。」

※ 令和7年4月から7か月連続同じ。

- **有効求人倍率（季節調整値）**は、1.12倍となり、前月より**0.02ポイント下回り**しました。
⇒資料 P3、P4、P5、P6、P14、P15、P16 （1.12倍は全国31番目）
※ 有効求人数（季節調整値）は、42,104人で前月より**2.1%減**となり、**3か月連続の減少**となりました。
※ 有効求職者数（季節調整値）は、37,551人で前月より**0.2%減**となり、**2か月ぶりの減少**となりました。
- **新規求人倍率（季節調整値）**は、1.85倍となり、前月より**0.15ポイント下回り**しました。
⇒資料 P4、P6、P14
- **正社員有効求人倍率（原数値）**は、0.98倍となり、前年同月と比べ**0.10ポイント下回り**しました。
⇒資料 P7、P10
- **新規求人数（原数値）**は、前年同月に比べ**9.0%減**となり、**10か月連続の減少**となりました。
これを主要産業別でみると、「生活関連サービス業、娯楽業」（50.4%増・240人増）、「学研究、専門・技術サービス業」（7.3%増・34人増）などが**増加**しました。
一方、前年同月比で「サービス業（他に分類されないもの）」（21.1%減・640人減）、「卸売業、小売業」（17.6%減・233人減）、「医療、福祉」（4.3%減・224人減）などが**減少**しました。
⇒資料 P4、P6、P8、P9、P13、P14
- **新規求職申込件数（原数値）**は、前年同月に比べ**0.6%減**となり、**3か月連続の減少**となりました。
新規求職を雇用形態別にみると、「パートタイムを除く常用」は前年同月に比べ**0.4%増加**、「常用的パートタイム」は同比**2.3%減少**しました。
⇒資料 P4、P6、P7、P11、P13、P14
- **失業の動き（雇用保険業務）**
雇用保険失業給付受給資格決定件数は、前年同月に比べ**1.4%減**となり、**5か月ぶりの減少**となりました。
雇用保険受給者実人員は、前年同月に比べ**15.0%増**となり、**6か月連続の増加**となりました。
雇用保険被保険者資格喪失者数は、前年同月に比べ**8.8%減**、うち事業主都合離職者数は同比**16.7%減**。
雇用保険被保険者資格取得者数は、前年同月に比べ**8.8%増**。
⇒資料 P3、P12、P14

※新規学卒者は除く

【最近の雇用失業情勢 資料目次】

- P 3 …… 「有効求人倍率、求人・求職の推移（季節調整値）」、「受給資格決定件数、受給者実人員の推移」
- P 4 …… 一般職業紹介状況推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 5 …… 受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較
- P 6 …… 第1表 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 7 …… 第2表 雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）
- P 8 …… 第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況
 - 主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）
 - 主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）
- P 9 …… 第4表 産業別一般新規求人状況（パートを含み、新規学卒者を除く）
- P 10 …… 第5表 正社員求人・求職の状況
- P 11 …… 第6表 求職の動向（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 12 …… 第7表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況
- P 13 …… 第8表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 14 …… 【別途資料1】一般職業紹介状況一覧表
- P 15 …… 【別途資料2】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 16 …… 【別途資料3】都道府県別有効求人倍率（季節調整値）

～ 用語の解説 ～

【職業紹介関係】

＊新規求人数 …… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数

＊有効求人数 …… 「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数

＊新規求職申込件数 …… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数

＊有効求職者数 …… 「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数

＊求人倍率 …… 求職者数に対する求人数の割合

▷新規求人倍率：新規求人数：新規求職申込件数

▷有効求人倍率：有効求人数：有効求職者数

なお、求人倍率の「季節調整値」とは、1年を周期として繰り返す季節的変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12月までの1年分のデータが集まった段階で過去5年分のデータが修正の対象となり、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）

⇒正社員有効求人倍率：正社員の有効求人数÷パートタイムを除く常用の有効求職者数

ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

＊就職件数 …… 県内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数

＊充足数 …… 県内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国のハローワークで紹介、就職が確認された件数

＊一般 …… 以下のパートタイム以外の就業形態

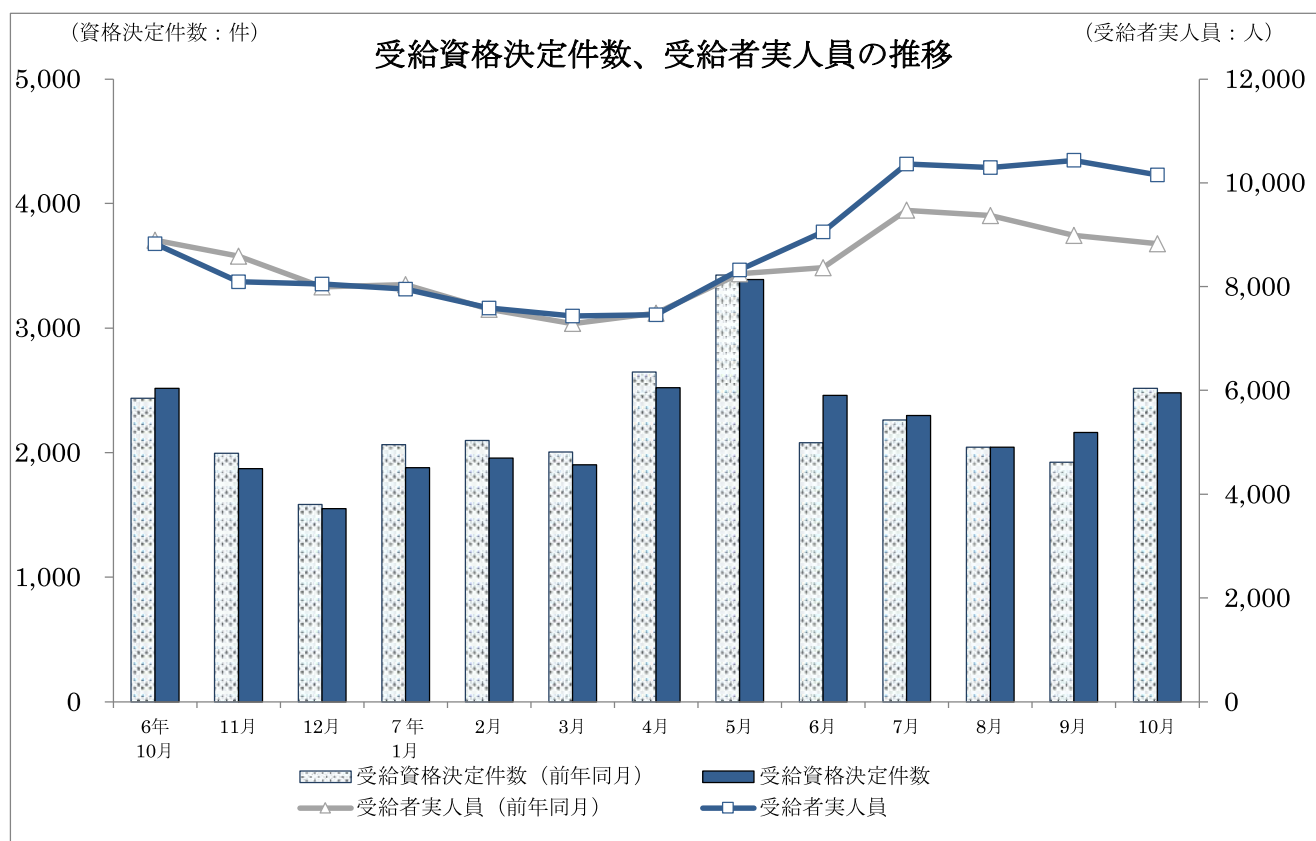
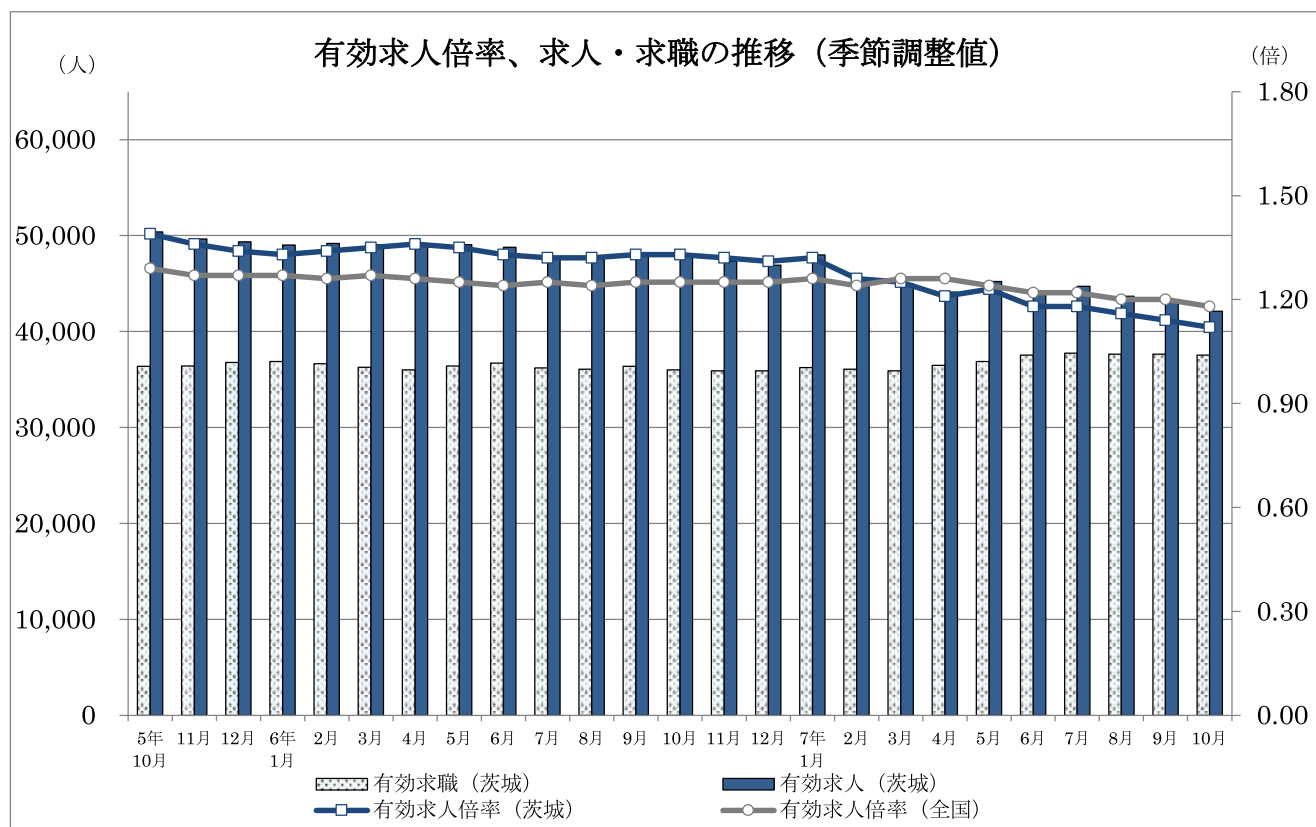
＊パートタイム …… 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べ短い就業形態

＊常用 …… 雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの

【雇用保険関係】

＊受給資格決定件数 …… 受付した離職票を審査して、失業給付を受ける資格があると決定した件数

＊受給者実人員 …… 失業給付に実際に受けた受給資格者の数



一般職業紹介状況推移(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	季節調整値 (件)	原数値 (件)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	
令和2年度	-	36,398	-	46,363	-	1.27	-	8,191	-	16,389	-	2.00	2,224
令和3年度	-	37,399	-	51,491	-	1.38	-	8,091	-	18,111	-	2.24	2,225
令和4年度	-	36,454	-	54,290	-	1.49	-	8,032	-	18,828	-	2.34	2,278
令和5年度	-	36,405	-	49,992	-	1.37	-	7,909	-	17,239	-	2.18	2,149
令和6年度	-	36,170	-	47,574	-	1.32	-	7,757	-	16,323	-	2.10	2,018
6年 1月	36,889	34,041	49,003	49,498	1.33	1.45	8,045	8,517	16,617	18,589	2.07	2.18	1,693
2月	36,657	35,476	49,177	51,603	1.34	1.45	8,068	8,469	17,541	19,052	2.17	2.25	2,226
3月	36,286	36,804	49,058	51,372	1.35	1.40	7,783	8,233	16,770	16,458	2.15	2.00	2,922
4月	36,022	38,560	49,150	48,759	1.36	1.26	7,975	10,918	16,860	16,941	2.11	1.55	2,355
5月	36,406	39,548	49,037	47,558	1.35	1.20	8,103	9,047	16,941	16,520	2.09	1.83	2,257
6月	36,709	38,337	48,766	47,076	1.33	1.23	7,785	7,056	16,220	15,175	2.08	2.15	2,166
7月	36,196	36,840	47,666	46,540	1.32	1.26	7,759	7,574	16,386	16,674	2.11	2.20	2,067
8月	36,061	35,702	47,655	46,062	1.32	1.29	7,763	6,920	16,865	15,958	2.17	2.31	1,546
9月	36,369	36,023	48,212	47,709	1.33	1.32	7,979	7,658	17,192	16,429	2.15	2.15	1,902
10月	36,022	36,360	47,860	48,549	1.33	1.34	7,677	7,992	15,404	17,237	2.01	2.16	2,116
11月	35,903	34,996	47,346	48,279	1.32	1.38	7,346	6,266	15,968	16,056	2.17	2.56	1,827
12月	35,910	32,789	46,898	46,953	1.31	1.43	7,633	5,503	17,117	15,655	2.24	2.84	1,706
7年 1月	36,236	33,475	47,974	48,329	1.32	1.44	7,802	8,255	15,917	17,809	2.04	2.16	1,561
2月	36,083	34,957	45,389	47,854	1.26	1.37	7,458	7,880	14,744	15,853	1.98	2.01	1,984
3月	35,902	36,451	44,979	47,219	1.25	1.30	7,497	8,009	16,121	15,571	2.15	1.94	2,727
4月	36,467	39,034	44,105	44,017	1.21	1.13	8,064	10,985	15,400	15,274	1.91	1.39	2,130
5月	36,889	39,866	45,200	43,514	1.23	1.09	8,007	8,591	15,678	15,098	1.96	1.76	1,956
6月	37,528	39,468	44,201	43,030	1.18	1.09	7,645	7,270	15,320	14,295	2.00	1.97	1,922
7月	37,741	38,379	44,713	43,533	1.18	1.13	7,970	7,651	15,197	15,633	1.91	2.04	1,897
8月	37,631	37,108	43,684	42,155	1.16	1.14	7,896	6,869	14,721	13,711	1.86	2.00	1,552
9月	37,639	37,466	43,028	42,615	1.14	1.14	7,529	7,525	15,053	14,565	2.00	1.94	1,842
10月	37,551	38,005	42,104	43,064	1.12	1.13	7,581	7,942	14,034	15,693	1.85	1.98	2,015
11月													
12月													

令和2年度	-	前年度比 5.9	-	前年度比 ▲ 14.9	-	前年度差 ▲ 0.31	-	前年度比 ▲ 4.2	-	前年度比 ▲ 13.9	-	前年度差 ▲ 0.23	前年度比 ▲ 18.9
令和3年度	-	2.8	-	11.1	-	0.11	-	▲ 1.2	-	10.5	-	0.24	0.0
令和4年度	-	▲ 2.5	-	5.4	-	0.11	-	▲ 0.7	-	4.0	-	0.10	2.4
令和5年度	-	▲ 0.1	-	▲ 7.9	-	▲ 0.12	-	▲ 1.5	-	▲ 8.4	-	▲ 0.16	▲ 5.7
令和6年度	-	▲ 0.6	-	▲ 4.8	-	▲ 0.05	-	▲ 1.9	-	▲ 5.3	-	▲ 0.08	▲ 6.1
6年 1月	前月比 0.3	前年比 3.7	前月比 ▲ 0.7	前年比 ▲ 9.9	前月差 ▲ 0.01	前年差 ▲ 0.22	前月比 ▲ 0.9	前年比 3.9	前月比 0.1	前年比 ▲ 12.1	前月差 0.03	前年差 ▲ 0.40	前年比 1.9
2月	▲ 0.6	0.5	0.4	▲ 10.2	0.01	▲ 0.18	▲ 0.3	▲ 9.0	5.6	▲ 8.5	0.10	0.01	▲ 3.3
3月	▲ 1.0	▲ 3.0	▲ 0.2	▲ 10.2	0.01	▲ 0.11	▲ 3.5	▲ 11.1	▲ 4.4	▲ 10.6	▲ 0.02	0.01	▲ 25.5
4月	▲ 0.7	▲ 0.5	0.2	▲ 4.7	0.01	▲ 0.06	2.5	4.4	0.5	1.4	▲ 0.04	▲ 0.05	▲ 8.7
5月	1.1	0.9	▲ 0.2	▲ 1.9	▲ 0.01	▲ 0.04	1.6	3.1	0.5	▲ 2.1	▲ 0.02	▲ 0.09	▲ 0.4
6月	0.8	0.1	▲ 0.6	▲ 3.9	▲ 0.02	▲ 0.05	▲ 3.9	▲ 6.7	▲ 4.3	▲ 12.5	▲ 0.01	▲ 0.14	▲ 3.5
7月	▲ 1.4	0.4	▲ 2.3	▲ 5.8	▲ 0.01	▲ 0.09	▲ 0.3	6.4	1.0	▲ 3.1	0.03	▲ 0.22	7.5
8月	▲ 0.4	▲ 1.4	▲ 0.0	▲ 6.3	0.00	▲ 0.07	0.1	▲ 5.3	2.9	▲ 2.2	0.06	0.08	▲ 15.1
9月	0.9	0.5	1.2	▲ 3.4	0.01	▲ 0.06	2.8	▲ 1.7	1.9	▲ 4.6	▲ 0.02	▲ 0.06	▲ 8.2
10月	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 4.3	0.00	▲ 0.05	▲ 3.8	▲ 1.3	▲ 10.4	▲ 7.8	▲ 0.14	▲ 0.15	1.2
11月	▲ 0.3	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 4.7	▲ 0.01	▲ 0.05	▲ 4.3	▲ 8.3	3.7	▲ 5.1	0.16	0.08	▲ 9.0
12月	0.0	▲ 2.0	▲ 0.9	▲ 5.1	▲ 0.01	▲ 0.05	3.9	▲ 4.3	7.2	1.2	0.07	0.15	▲ 12.3
7年 1月	0.9	▲ 1.7	2.3	▲ 2.4	0.01	▲ 0.01	2.2	▲ 3.1	▲ 7.0	▲ 4.2	▲ 0.20	▲ 0.02	▲ 7.8
2月	▲ 0.4	▲ 1.5	▲ 5.4	▲ 7.3	▲ 0.06	▲ 0.08	▲ 4.4	▲ 7.0	▲ 7.4	▲ 16.8	▲ 0.06	▲ 0.24	▲ 10.9
3月	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 8.1	▲ 0.01	▲ 0.10	0.5	▲ 2.7	9.3	▲ 5.4	0.17	▲ 0.06	▲ 6.7
4月	1.6	1.2	▲ 1.9	▲ 9.7	▲ 0.04	▲ 0.13	7.6	0.6	▲ 4.5	▲ 9.8	▲ 0.24	▲ 0.16	▲ 9.6
5月	1.2	0.8	2.5	▲ 8.5	0.02	▲ 0.11	▲ 0.7	▲ 5.0	1.8	▲ 8.6	0.05	▲ 0.07	▲ 13.3
6月	1.7	3.0	▲ 2.2	▲ 8.6	▲ 0.05	▲ 0.14	▲ 4.5	3.0	▲ 2.3	▲ 5.8	0.04	▲ 0.18	▲ 11.3
7月	0.6	4.2	1.2	▲ 6.5	0.00	▲ 0.13	4.3	1.0	▲ 0.8	▲ 6.2	▲ 0.09	▲ 0.16	▲ 8.2
8月	▲ 0.3	3.9	▲ 2.3	▲ 8.5	▲ 0.02	▲ 0.15	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 3.1	▲ 14.1	▲ 0.05	▲ 0.31	0.4
9月	0.0	4.0	▲ 1.5	▲ 10.7	▲ 0.02	▲ 0.18	▲ 4.6	▲ 1.7	2.3	▲ 11.3	0.14	▲ 0.21	▲ 3.2
10月	▲ 0.2	4.5	▲ 2.1	▲ 11.3	▲ 0.02	▲ 0.21	0.7	▲ 0.6	▲ 6.8	▲ 9.0	▲ 0.15	▲ 0.18	▲ 4.8
11月													
12月													

注) 1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

2. ▲は減少を表す。年度の数値は月平均のもの。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。以下、同じ。

受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較【全数(パートを含む)】

	季節調整値				原数値			
	受理地別(A) (倍)	就業地別(B) (倍)	前月比 (ポイント)	差(B-A) (ポイント)	受理地別(A) (倍)	就業地別(B) (倍)	前年比 (ポイント)	差(B-A) (ポイント)
令和2年度	—	—	—	—	1.27	1.36	▲ 0.40	0.09
令和3年度	—	—	—	—	1.38	1.47	0.11	0.09
令和4年度	—	—	—	—	1.49	1.65	0.18	0.16
令和5年度	—	—	—	—	1.37	1.56	▲ 0.09	0.19
令和6年度	—	—	—	—	1.32	1.52	▲ 0.04	0.20
6年 1月	1.33	1.51	▲ 0.01	0.18	1.45	1.66	▲ 0.22	0.21
2月	1.34	1.52	0.01	0.18	1.45	1.65	▲ 0.16	0.20
3月	1.35	1.54	0.02	0.19	1.40	1.58	▲ 0.10	0.18
4月	1.36	1.55	0.01	0.19	1.26	1.43	▲ 0.06	0.17
5月	1.35	1.54	▲ 0.01	0.19	1.20	1.37	▲ 0.04	0.17
6月	1.33	1.52	▲ 0.02	0.19	1.23	1.40	▲ 0.06	0.17
7月	1.32	1.52	0.00	0.20	1.26	1.46	▲ 0.07	0.20
8月	1.32	1.52	0.00	0.20	1.29	1.49	▲ 0.07	0.20
9月	1.33	1.53	0.01	0.20	1.32	1.53	▲ 0.04	0.21
10月	1.33	1.54	0.01	0.21	1.34	1.55	▲ 0.03	0.21
11月	1.32	1.53	▲ 0.01	0.21	1.38	1.59	▲ 0.02	0.21
12月	1.31	1.52	▲ 0.01	0.21	1.43	1.67	▲ 0.01	0.24
7年 1月	1.32	1.52	0.00	0.20	1.44	1.67	0.01	0.23
2月	1.26	1.48	▲ 0.04	0.22	1.37	1.61	▲ 0.04	0.24
3月	1.25	1.47	▲ 0.01	0.22	1.30	1.52	▲ 0.06	0.22
4月	1.21	1.45	▲ 0.02	0.24	1.13	1.34	▲ 0.09	0.21
5月	1.23	1.44	▲ 0.01	0.21	1.09	1.28	▲ 0.09	0.19
6月	1.18	1.39	▲ 0.05	0.21	1.09	1.28	▲ 0.12	0.19
7月	1.18	1.40	0.01	0.22	1.13	1.34	▲ 0.12	0.21
8月	1.16	1.36	▲ 0.04	0.20	1.14	1.34	▲ 0.15	0.20
9月	1.14	1.33	▲ 0.03	0.19	1.14	1.33	▲ 0.20	0.19
10月	1.12	1.31	▲ 0.02	0.19	1.13	1.33	▲ 0.22	0.20
11月								
12月								
8年 1月								
2月								
3月								

(注) 1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

2. 受理地別有効求人倍率とは、求人を受理したハローワークが所在する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。(特に指定のない限り、受理地別の求人で集計している)就業地別有効求人倍率とは、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。

3. 令和6年12月以前の季節調整値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第1表 一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和7年10月

項目 \ 年月		7年 10月	7年 9月	6年 10月	対前月増減 率、差 (%、ポイント)	対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)
全数	1 月間有効求職者数 (人)	38,005	37,466	36,360	1.4	4.5
	2 新規求職申込件数 (件)	7,942	7,525	7,992	5.5	▲ 0.6
	3 月間有効求人数 (人)	43,064	42,615	48,549	1.1	▲ 11.3
	4 新規求人数 (人)	15,693	14,565	17,237	7.7	▲ 9.0
	5 就職件数 (件)	2,015	1,842	2,116	9.4	▲ 4.8
	6 充足数 (人)	1,849	1,690	1,968	9.4	▲ 6.0
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)	1.13	1.14	1.34	▲ 0.01	▲ 0.21
	季節調整値	1.12	1.14	1.33	▲ 0.02	▲ 0.21
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)	1.98	1.94	2.16	0.04	▲ 0.18
	季節調整値	1.85	2.00	2.01	▲ 0.15	▲ 0.16
	9 就職率(5/2×100) (%)	25.4	24.5	26.5	0.9	▲ 1.1
	10 充足率(6/4×100) (%)	11.8	11.6	11.4	0.2	0.4
常用	11 月間有効求職者数 (人)	37,870	37,332	36,220	1.4	4.6
	12 新規求職申込件数 (件)	7,915	7,496	7,969	5.6	▲ 0.7
	13 月間有効求人数 (人)	40,078	39,579	44,352	1.3	▲ 9.6
	14 新規求人数 (人)	14,593	13,473	15,500	8.3	▲ 5.9
	15 就職件数 (件)	1,840	1,701	1,937	8.2	▲ 5.0
	16 充足数 (人)	1,685	1,571	1,817	7.3	▲ 7.3
	17 有効求人倍率(13/11) (倍)	1.06	1.06	1.22	0.00	▲ 0.16
	18 新規求人倍率(14/12) (倍)	1.84	1.80	1.95	0.04	▲ 0.11
	19 就職率(15/12×100) (%)	23.2	22.7	24.3	0.5	▲ 1.1
	20 充足率(16/14×100) (%)	11.5	11.7	11.7	▲ 0.2	▲ 0.2

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

2. ▲は減少を表す。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

令和7年10月

項目 \ 年月		7年 10月	7年 9月	6年 10月	対前月増 減率、差 (%、ポイント)	対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)
パート タイムを 除く 常用	1 月間有効求職者数 (人)	22,503	22,275	21,733	1.0	3.5
	2 新規求職申込件数 (件)	4,852	4,562	4,834	6.4	0.4
	3 月間有効求人数 (人)	26,146	26,027	28,537	0.5	▲ 8.4
	4 新規求人数 (人)	9,208	8,933	9,679	3.1	▲ 4.9
	5 就職件数 (件)	914	848	998	7.8	▲ 8.4
	6 充足数 (人)	806	795	913	1.4	▲ 11.7
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)	1.16	1.17	1.31	▲ 0.01	▲ 0.15
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)	1.90	1.96	2.00	▲ 0.06	▲ 0.10
	9 就職率(5/2×100) (%)	18.8	18.6	20.6	0.2	▲ 1.8
	10 充足率(6/4×100) (%)	8.8	8.9	9.4	▲ 0.1	▲ 0.6
正社員	11 月間有効求人数 (人)	21,955	22,068	23,457	▲ 0.5	▲ 6.4
	12 新規求人数 (人)	7,531	7,615	8,116	▲ 1.1	▲ 7.2
	13 就職件数 (件)	725	691	831	4.9	▲ 12.8
	14 充足数 (人)	647	655	763	▲ 1.2	▲ 15.2
	15 有効求人倍率(11/1) (倍)	0.98	0.99	1.08	▲ 0.01	▲ 0.10
	16 充足率(14/12×100) (%)	8.6	8.6	9.4	0.0	▲ 0.8
常用 的 パート タイム	17 月間有効求職者数 (人)	15,367	15,057	14,487	2.1	6.1
	18 新規求職申込件数 (件)	3,063	2,934	3,135	4.4	▲ 2.3
	19 月間有効求人数 (人)	13,932	13,552	15,815	2.8	▲ 11.9
	20 新規求人数 (人)	5,385	4,540	5,821	18.6	▲ 7.5
	21 就職件数 (件)	926	853	939	8.6	▲ 1.4
	22 充足数 (人)	879	776	904	13.3	▲ 2.8
	23 有効求人倍率(19/17) (倍)	0.91	0.90	1.09	0.01	▲ 0.18
	24 新規求人倍率(20/18) (倍)	1.76	1.55	1.86	0.21	▲ 0.10
	25 就職率(21/18×100) (%)	30.2	29.1	30.0	1.1	0.2
	26 充足率(22/20×100) (%)	16.3	17.1	15.5	▲ 0.8	0.8

(注) 1. ▲は減少を表す。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)

令和7年10月

産 業 ・ 規 模		全数	パートを除く	常用	臨時・季節	パートタイム
新 規 求 人 数 (人)	合 計	15,693	9,752	9,208	544	5,941
	D 建設業	1,153	1,086	1,076	10	67
	E 製造業	2,149	1,550	1,515	35	599
	G 情報通信業	143	125	123	2	18
	H 運輸業, 郵便業	967	678	675	3	289
	I 卸売業, 小売業	1,094	659	656	3	435
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	501	397	344	53	104
	M 宿泊業, 飲食サービス業	477	150	146	4	327
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	716	364	362	2	352
	O 教育, 学習支援業	224	110	103	7	114
	P 医療, 福祉	5,046	2,735	2,716	19	2,311
	R サービス業(他に分類されないもの)	2,390	1,541	1,156	385	849
	(規模別)					
	29人以下	9,450	5,772	5,361	411	3,678
	30～99人	3,805	2,373	2,302	71	1,432
	100～299人	1,511	976	934	42	535
	300～499人	446	314	303	11	132
	500～999人	357	233	231	2	124
	1,000人以上	124	84	77	7	40
対 前 年 同 月 比	合 計	▲ 9.0	▲ 8.7	▲ 4.9	▲ 45.9	▲ 9.3
	D 建設業	▲ 7.0	▲ 6.1	▲ 5.9	▲ 28.6	▲ 19.3
	E 製造業	▲ 6.0	▲ 11.0	▲ 9.1	▲ 53.9	10.3
	G 情報通信業	▲ 42.3	▲ 46.1	▲ 46.3	▲ 33.3	12.5
	H 運輸業, 郵便業	▲ 7.9	▲ 17.0	▲ 15.4	▲ 84.2	24.0
	I 卸売業, 小売業	▲ 17.6	▲ 2.4	3.6	▲ 92.9	▲ 33.3
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	7.3	24.5	15.8	140.9	▲ 29.7
	M 宿泊業, 飲食サービス業	▲ 6.5	▲ 1.3	▲ 3.9	-	▲ 8.7
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	50.4	66.2	66.1	100.0	37.0
	O 教育, 学習支援業	▲ 15.2	▲ 6.0	▲ 6.4	0.0	▲ 22.4
	P 医療, 福祉	▲ 4.3	▲ 4.6	▲ 4.6	▲ 9.5	▲ 3.8
	R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 21.1	▲ 23.5	▲ 6.5	▲ 50.5	▲ 16.4
	(規模別)					
	29人以下	▲ 11.3	▲ 9.9	▲ 5.6	▲ 43.7	▲ 13.3
	30～99人	▲ 8.9	▲ 7.7	▲ 7.3	▲ 17.4	▲ 10.9
	100～299人	▲ 2.1	▲ 10.9	▲ 4.8	▲ 63.5	19.7
	300～499人	▲ 11.9	▲ 14.9	▲ 4.7	▲ 78.4	▲ 3.6
	500～999人	13.3	11.0	11.6	▲ 33.3	18.1
	1,000人以上	169.6	171.0	600.0	▲ 65.0	166.7

○ 主要産業における対前年同月比の推移(新規学卒者を除く)

(%)

産 業		6年		7年									
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
パ ー ト タ イ ム を 含 む	合 計	▲ 5.1	1.2	▲ 4.2	▲ 16.8	▲ 5.4	▲ 9.8	▲ 8.6	▲ 5.8	▲ 6.2	▲ 14.1	▲ 11.3	▲ 9.0
	D 建設業	▲ 14.5	▲ 8.8	▲ 8.2	▲ 17.3	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 10.6	4.8	3.4	▲ 17.9	2.1	▲ 7.0
	E 製造業	▲ 23.4	▲ 14.1	▲ 8.2	▲ 13.3	▲ 16.0	▲ 1.8	▲ 1.7	▲ 17.0	1.7	▲ 12.5	▲ 6.0	▲ 6.0
	G 情報通信業	30.4	▲ 50.6	▲ 33.6	18.1	▲ 65.2	▲ 41.8	7.2	▲ 12.7	▲ 28.1	▲ 14.8	40.2	▲ 42.3
	H 運輸業, 郵便業	(▲ 7.7)	(▲ 6.8)	(▲ 25.2)	(▲ 20.3)	(▲ 8.6)	▲ 11.1	▲ 30.3	15.8	▲ 7.8	▲ 30.7	▲ 6.1	▲ 7.9
	I 卸売業, 小売業	(▲ 26.2)	(▲ 0.1)	(8.3)	(▲ 23.8)	(▲ 20.4)	▲ 9.8	▲ 22.0	▲ 26.0	▲ 10.3	▲ 6.0	▲ 28.7	▲ 17.6
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	3.8	▲ 6.1	47.5	▲ 15.9	▲ 11.4	47.3	▲ 16.9	1.0	5.0	▲ 20.5	24.0	7.3
	M 宿泊業, 飲食サービス業	13.4	▲ 28.1	▲ 21.5	▲ 15.2	▲ 11.6	▲ 51.6	47.7	▲ 3.6	▲ 6.9	23.7	▲ 21.9	▲ 6.5
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	20.3	2.8	▲ 5.1	▲ 16.4	▲ 6.8	7.8	24.6	▲ 20.6	1.9	3.1	▲ 18.6	50.4
	O 教育, 学習支援業	14.3	5.1	▲ 10.9	5.0	▲ 36.8	▲ 2.3	▲ 5.9	▲ 46.9	▲ 0.9	▲ 7.5	▲ 24.2	▲ 15.2
	P 医療, 福祉	(1.7)	(14.0)	(▲ 1.1)	(▲ 16.5)	(3.4)	▲ 8.0	▲ 10.8	▲ 7.7	▲ 1.5	▲ 18.7	▲ 17.3	▲ 4.3
	R サービス業(他に分類されないもの)	(▲ 6.7)	(8.7)	(20.6)	(▲ 22.7)	(3.5)	▲ 15.7	▲ 3.0	5.8	▲ 20.3	▲ 15.7	▲ 10.5	▲ 21.1

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

令和6年4月から令和7年3月の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

第4表 産業別一般新規求人状況(パートを含み、新規学卒者を除く)

産 業	令和7年10月				
	令和7年 10月	令和7年 9月	令和6年 10月	対前年同月差 (人)	対前年同月比 (%)
合 計	15,693	14,565	17,237	▲ 1,544	▲ 9.0
A、B 農、林、漁業(01～04)	168	185	229	▲ 61	▲ 26.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業(05)	6	7	5	1	20.0
D 建設業(06～08)	1,153	1,335	1,240	▲ 87	▲ 7.0
06 総合工事業	657	749	661	▲ 4	▲ 0.6
E 製造業(09～32)	2,149	1,968	2,285	▲ 136	▲ 6.0
09 食料品製造業	535	299	611	▲ 76	▲ 12.4
10 飲料・たばこ・飼料製造業	6	7	33	▲ 27	▲ 81.8
11 繊維工業	13	25	31	▲ 18	▲ 58.1
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	47	53	53	▲ 6	▲ 11.3
13 家具・装備品製造業	31	33	26	5	19.2
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	100	67	79	21	26.6
15 印刷・同関連業	25	54	29	▲ 4	▲ 13.8
16 化学工業	99	156	99	0	0.0
17 石油製品・石炭製品製造業	3	5	1	2	200.0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	132	189	207	▲ 75	▲ 36.2
19 ゴム製品製造業	24	12	22	2	9.1
21 窯業・土石製品製造業	112	105	130	▲ 18	▲ 13.8
22 鉄鋼業	26	27	39	▲ 13	▲ 33.3
23 非鉄金属製造業	42	63	50	▲ 8	▲ 16.0
24 金属製品製造業	257	214	271	▲ 14	▲ 5.2
25 はん用機械器具製造業	138	69	106	32	30.2
26 生産用機械器具製造業	113	106	75	38	50.7
27 業務用機械器具製造業	70	67	69	1	1.4
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	39	48	9	30	333.3
29 電気機械器具製造業	114	147	146	▲ 32	▲ 21.9
30 情報通信機械器具製造業	16	24	34	▲ 18	▲ 52.9
31 輸送用機械器具製造業	135	107	115	20	17.4
25～31< 輸出型産業 小計 >	625	568	554	71	12.8
20、32 その他の製造業	72	91	50	22	44.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	13	8	4	9	225.0
G 情報通信業(37～41)	143	164	248	▲ 105	▲ 42.3
39 情報サービス業	130	157	231	▲ 101	▲ 43.7
H 運輸業、郵便業(42～49)	967	986	1,050	▲ 83	▲ 7.9
I 卸売業、小売業(50～61)	1,094	1,016	1,327	▲ 233	▲ 17.6
50～55 卸売業	358	269	452	▲ 94	▲ 20.8
56～61 小売業	736	747	875	▲ 139	▲ 15.9
J 金融業、保険業(62～67)	116	210	105	11	10.5
K 不動産業、物品賃貸業(68～70)	155	188	205	▲ 50	▲ 24.4
L 学術研究、専門・技術サービス業(71～74)	501	537	467	34	7.3
M 宿泊業、飲食サービス業(75～77)	477	422	510	▲ 33	▲ 6.5
76 飲食店	319	238	347	▲ 28	▲ 8.1
N 生活関連サービス業、娯楽業(78～80)	716	428	476	240	50.4
O 教育、学習支援業(81、82)	224	197	264	▲ 40	▲ 15.2
P 医療、福祉(83～85)	5,046	4,135	5,270	▲ 224	▲ 4.3
83 医療業	1,426	1,322	1,541	▲ 115	▲ 7.5
85 社会保険・社会福祉・介護事業	3,608	2,804	3,719	▲ 111	▲ 3.0
Q 複合サービス事業(86、87)	151	85	98	53	54.1
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	2,390	2,425	3,030	▲ 640	▲ 21.1
91 職業紹介・労働者派遣業	802	753	1,366	▲ 564	▲ 41.3
92 その他の事業サービス業	1,267	1,410	1,313	▲ 46	▲ 3.5
S、T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97・98・99)	224	269	424	▲ 200	▲ 47.2

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

第5表 正社員求人・求職の状況

	全体の 有効求人 倍率 (原数値)	正社員 有効求人 倍率	有効求人数			構成比(%)		有効求職者数		
			合計	正社員	パート、 派遣、契約 社員等	正社員	パート、 派遣、契約 社員等	合計	常用 フルタイム	パート、 臨時・季節
4年度	1.49	1.13	651,483	299,230	352,253	45.9	54.1	437,507	265,107	172,400
5年度	1.37	1.09	599,908	289,091	310,817	48.2	51.8	436,886	264,379	172,507
6年度	1.32	1.07	570,887	274,629	296,258	48.1	51.9	434,038	257,787	176,251
6年4月	1.26	1.03	48,759	23,642	25,117	48.5	51.5	38,560	22,916	15,644
5月	1.20	0.99	47,558	23,007	24,551	48.4	51.6	39,548	23,229	16,319
6月	1.23	1.02	47,076	22,846	24,230	48.5	51.5	38,337	22,401	15,936
7月	1.26	1.03	46,540	22,620	23,920	48.6	51.4	36,840	21,974	14,866
8月	1.29	1.05	46,062	22,684	23,378	49.2	50.8	35,702	21,579	14,123
9月	1.32	1.07	47,709	23,108	24,601	48.4	51.6	36,023	21,637	14,386
10月	1.34	1.08	48,549	23,457	25,092	48.3	51.7	36,360	21,733	14,627
11月	1.38	1.12	48,279	23,179	25,100	48.0	52.0	34,996	20,778	14,218
12月	1.43	1.15	46,953	22,429	24,524	47.8	52.2	32,789	19,544	13,245
7年1月	1.44	1.14	48,329	22,655	25,674	46.9	53.1	33,475	19,923	13,552
2月	1.37	1.09	47,854	22,518	25,336	47.1	52.9	34,957	20,650	14,307
3月	1.30	1.05	47,219	22,484	24,735	47.6	52.4	36,451	21,423	15,028
4月	1.13	0.98	44,017	21,991	22,026	50.0	50.0	39,034	22,529	16,505
5月	1.09	0.96	43,514	22,011	21,503	50.6	49.4	39,866	22,821	17,045
6月	1.09	0.97	43,030	21,975	21,055	51.1	48.9	39,468	22,562	16,906
7月	1.13	0.99	43,533	22,204	21,329	51.0	49.0	38,379	22,478	15,901
8月	1.14	0.98	42,155	21,597	20,558	51.2	48.8	37,108	22,069	15,039
9月	1.14	0.99	42,615	22,068	20,547	51.8	48.2	37,466	22,275	15,191
10月	1.13	0.98	43,064	21,955	21,109	51.0	49.0	38,005	22,503	15,502
11月										
12月										
8年1月										
2月										
3月										

前年同月比(差・増減率)

6年4月	▲ 0.06	▲ 0.05	▲ 4.7	▲ 4.2	▲ 5.1	0.3	▲ 0.3	▲ 0.5	0.2	▲ 1.5
5月	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 1.9	▲ 2.3	▲ 1.6	▲ 0.2	0.2	0.9	1.4	0.1
6月	▲ 0.05	▲ 0.03	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 4.7	0.4	▲ 0.4	0.1	▲ 0.2	0.5
7月	▲ 0.09	▲ 0.06	▲ 5.8	▲ 5.5	▲ 6.0	0.1	▲ 0.1	0.4	▲ 0.3	1.4
8月	▲ 0.07	▲ 0.02	▲ 6.3	▲ 4.3	▲ 8.2	1.0	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 2.7	0.8
9月	▲ 0.06	▲ 0.02	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 3.0	▲ 0.2	0.2	0.5	▲ 2.2	4.8
10月	▲ 0.05	▲ 0.01	▲ 4.3	▲ 4.4	▲ 4.3	0.0	0.0	▲ 0.6	▲ 3.6	4.3
11月	▲ 0.05	▲ 0.01	▲ 4.7	▲ 5.9	▲ 3.5	▲ 0.6	0.6	▲ 1.5	▲ 4.7	3.7
12月	▲ 0.05	▲ 0.00	▲ 5.1	▲ 5.6	▲ 4.7	▲ 0.2	0.2	▲ 2.0	▲ 5.1	3.0
7年1月	▲ 0.01	0.01	▲ 2.4	▲ 4.3	▲ 0.6	▲ 0.9	0.9	▲ 1.7	▲ 4.8	3.4
2月	▲ 0.08	▲ 0.05	▲ 7.3	▲ 8.4	▲ 6.2	▲ 0.5	0.5	▲ 1.5	▲ 4.5	3.3
3月	▲ 0.10	▲ 0.05	▲ 8.1	▲ 8.2	▲ 8.0	▲ 0.1	0.1	▲ 1.0	▲ 3.9	3.6
4月	▲ 0.13	▲ 0.05	▲ 9.7	▲ 7.0	▲ 12.3	1.5	▲ 1.5	1.2	▲ 1.7	5.5
5月	▲ 0.11	▲ 0.03	▲ 8.5	▲ 4.3	▲ 12.4	2.2	▲ 2.2	0.8	▲ 1.8	4.4
6月	▲ 0.14	▲ 0.05	▲ 8.6	▲ 3.8	▲ 13.1	2.6	▲ 2.6	3.0	0.7	6.1
7月	▲ 0.13	▲ 0.04	▲ 6.5	▲ 1.8	▲ 10.8	2.4	▲ 2.4	4.2	2.3	7.0
8月	▲ 0.15	▲ 0.07	▲ 8.5	▲ 4.8	▲ 12.1	2.0	▲ 2.0	3.9	2.3	6.5
9月	▲ 0.18	▲ 0.08	▲ 10.7	▲ 4.5	▲ 16.5	3.4	▲ 3.4	4.0	2.9	5.6
10月	▲ 0.21	▲ 0.10	▲ 11.3	▲ 6.4	▲ 15.9	2.7	▲ 2.7	4.5	3.5	6.0
11月										
12月										
8年1月										
2月										
3月										

(注) 1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

2. 「パート、派遣、契約社員等」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者である。

3. ▲は減少を表す。

第6表 求職の動向（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

項目 年月	新規求職申込件数					無業者	44歳以下	45～54歳	55～64歳	65歳以上
	在職者	離職者	事業主 都合	自己 都合						
4年度	96,381	29,007	58,017	12,920	40,182	9,357	42,657	19,366	17,651	16,707
5年度	94,907	27,532	58,275	13,679	39,570	9,100	40,473	18,924	18,143	17,367
6年度	93,078	26,122	58,047	13,720	39,390	8,909	37,136	18,861	18,694	18,387
6年4月	10,918	2,146	7,833	2,375	4,573	939	4,037	2,058	2,147	2,676
5月	9,047	2,314	5,853	1,493	3,816	880	3,628	1,824	1,704	1,891
6月	7,056	2,068	4,237	953	2,944	751	2,974	1,498	1,350	1,234
7月	7,574	2,075	4,861	1,220	3,227	638	3,035	1,543	1,649	1,347
8月	6,920	1,944	4,259	931	3,024	717	2,915	1,449	1,390	1,166
9月	7,658	2,156	4,714	930	3,417	788	3,284	1,583	1,460	1,331
10月	7,992	2,055	5,155	1,204	3,540	782	3,185	1,632	1,584	1,591
11月	6,266	1,801	3,810	821	2,689	655	2,540	1,249	1,270	1,207
12月	5,503	1,710	3,261	761	2,236	532	2,197	1,143	1,137	1,026
7年1月	8,255	2,450	5,075	1,114	3,584	730	3,220	1,636	1,703	1,696
2月	7,880	2,730	4,457	1,002	3,100	693	2,996	1,661	1,631	1,592
3月	8,009	2,673	4,532	916	3,240	804	3,125	1,585	1,669	1,630
4月	10,985	2,100	7,886	2,383	4,513	999	3,824	1,893	2,345	2,923
5月	8,591	2,144	5,612	1,385	3,682	835	3,310	1,594	1,751	1,936
6月	7,270	2,021	4,558	1,011	3,227	691	2,951	1,511	1,417	1,391
7月	7,651	1,971	4,958	1,132	3,437	722	3,143	1,509	1,586	1,413
8月	6,869	1,888	4,283	877	3,067	698	2,811	1,407	1,387	1,264
9月	7,525	1,976	4,739	920	3,477	810	3,058	1,492	1,497	1,478
10月	7,942	2,041	5,121	1,204	3,514	780	3,173	1,444	1,681	1,644
11月										
12月										
8年1月										
2月										
3月										

前年同月比（増減率）

6年4月	4.4	2.4	5.8	5.4	7.6	▲ 1.3	▲ 3.4	15.2	4.9	9.5
5月	3.1	6.3	2.1	▲ 0.1	3.4	2.1	1.0	4.5	7.4	2.2
6月	▲ 6.7	▲ 8.0	▲ 7.1	▲ 4.7	▲ 8.1	▲ 0.5	▲ 11.6	▲ 1.7	▲ 3.5	▲ 3.2
7月	6.4	3.0	9.1	17.4	4.7	▲ 1.4	▲ 3.2	5.7	23.6	13.1
8月	▲ 5.3	▲ 14.4	▲ 0.8	6.5	▲ 2.2	▲ 3.2	▲ 12.1	▲ 6.5	1.7	8.7
9月	▲ 1.7	▲ 8.8	1.7	2.0	1.2	0.0	▲ 9.3	0.1	5.3	10.9
10月	▲ 1.3	▲ 5.2	0.7	▲ 4.6	2.5	▲ 3.8	▲ 10.8	4.9	2.3	11.6
11月	▲ 8.3	▲ 12.1	▲ 7.4	▲ 7.4	▲ 7.7	▲ 1.7	▲ 16.0	▲ 9.2	2.6	1.1
12月	▲ 4.3	▲ 9.7	▲ 2.2	0.9	▲ 3.2	1.1	▲ 11.2	▲ 5.2	5.0	3.6
7年1月	▲ 3.1	▲ 4.4	▲ 3.3	▲ 4.5	▲ 2.2	3.3	▲ 8.8	▲ 3.8	0.7	6.3
2月	▲ 7.0	▲ 8.4	▲ 5.7	▲ 6.8	▲ 4.7	▲ 9.1	▲ 10.7	▲ 6.3	▲ 8.1	1.6
3月	▲ 2.7	▲ 1.3	▲ 2.4	▲ 4.8	▲ 1.3	▲ 8.8	▲ 5.8	▲ 5.0	▲ 1.1	4.4
4月	0.6	▲ 2.1	0.7	0.3	▲ 1.3	6.4	▲ 5.3	▲ 8.0	9.2	9.2
5月	▲ 5.0	▲ 7.3	▲ 4.1	▲ 7.2	▲ 3.5	▲ 5.1	▲ 8.8	▲ 12.6	2.8	2.4
6月	3.0	▲ 2.3	7.6	6.1	9.6	▲ 8.0	▲ 0.8	0.9	5.0	12.7
7月	1.0	▲ 5.0	2.0	▲ 7.2	6.5	13.2	3.6	▲ 2.2	▲ 3.8	4.9
8月	▲ 0.7	▲ 2.9	0.6	▲ 5.8	1.4	▲ 2.6	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 0.2	8.4
9月	▲ 1.7	▲ 8.3	0.5	▲ 1.1	1.8	2.8	▲ 6.9	▲ 5.7	2.5	11.0
10月	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.7	0.0	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 11.5	6.1	3.3
11月										
12月										
8年1月										
2月										
3月										

（注）1. 「離職者」は事業主都合、自己都合の他に定年、前職自営等を含む。

2. 「事業主都合」は期間満了による離職者を含む。

3. 「無業者」とは離職後1年を超える者、家事・育児従事者、学卒未就職者等をいう。

4. ▲は減少を表す。

第7表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況

		雇用保険被保険資格取得・喪失状況						雇用保険受給状況			
		①資格 取得者数	前年比	②資格 喪失者数	前年比	③②のうち 事業主都合 離職者数	前年比	④受給 資格決定 件数	前年比	⑤受給者 実人員	前年比
令和2年度		131,336 (10,945)	▲ 5.3	122,760 (10,230)	▲ 4.9	7,292 (608)	4.4	28,484 (2,374)	14.0	9,184	23.4
令和3年度		128,638 (10,720)	▲ 2.1	125,570 (10,464)	2.3	6,753 (563)	▲ 7.4	25,609 (2,134)	▲ 10.1	8,386	▲ 8.7
令和4年度		136,106 (11,342)	5.8	132,741 (11,062)	5.7	5,716 (476)	▲ 15.4	25,501 (2,125)	▲ 0.4	7,744	▲ 7.7
令和5年度		135,519 (11,293)	▲ 0.4	133,814 (11,151)	0.8	7,608 (634)	33.1	26,550 (2,213)	4.1	8,273	6.8
令和6年度		126,925 (10,577)	▲ 6.3	131,095 (10,925)	▲ 2.0	6,959 (580)	▲ 8.5	26,061 (2,172)	▲ 1.8	8,321	0.6
令和6年	4月	15,563	13.8	24,326	7.7	1,419	▲ 0.8	2,647	0.4	7,486	7.6
	5月	21,023	▲ 11.9	11,613	▲ 3.8	573	7.5	3,426	4.4	8,245	2.0
	6月	11,689	▲ 10.5	9,055	▲ 12.2	429	0.7	2,079	▲ 9.3	8,362	▲ 1.9
	7月	10,869	3.0	11,286	8.6	740	1.5	2,263	12.1	9,471	4.6
	8月	8,404	▲ 11.5	9,302	▲ 5.0	478	▲ 8.8	2,043	▲ 3.4	9,371	▲ 0.8
	9月	8,881	▲ 6.3	9,252	▲ 3.9	354	▲ 34.3	1,924	▲ 4.9	8,984	1.5
	10月	10,688	5.2	12,061	▲ 0.6	660	▲ 33.7	2,517	3.3	8,827	▲ 0.8
	11月	8,591	▲ 11.5	8,109	▲ 6.5	343	▲ 22.6	1,873	▲ 6.2	8,092	▲ 5.8
	12月	8,161	▲ 0.9	7,345	▲ 7.8	411	4.3	1,551	▲ 2.0	8,046	0.7
令和7年	1月	7,759	▲ 12.8	10,928	▲ 4.5	641	7.7	1,879	▲ 9.0	7,949	▲ 1.1
	2月	7,260	▲ 20.9	8,466	▲ 8.3	417	▲ 1.9	1,957	▲ 6.7	7,587	0.3
	3月	8,037	▲ 12.6	9,352	▲ 2.5	494	▲ 13.9	1,902	▲ 5.2	7,434	2.0
令和8年	4月	11,708	▲ 24.8	23,223	▲ 4.5	1,455	2.5	2,522	▲ 4.7	7,456	▲ 0.4
	5月	17,500	▲ 16.8	11,239	▲ 3.2	442	▲ 22.9	3,391	▲ 1.0	8,318	0.9
	6月	16,688	42.8	9,388	3.7	459	7.0	2,459	18.3	9,056	8.3
	7月	10,361	▲ 4.7	10,312	▲ 8.6	595	▲ 19.6	2,298	1.5	10,363	9.4
	8月	7,383	▲ 12.1	8,280	▲ 11.0	361	▲ 24.5	2,045	0.1	10,292	9.8
	9月	8,162	▲ 8.1	8,993	▲ 2.8	421	18.9	2,162	12.4	10,433	16.1
	10月	11,633	8.8	10,998	▲ 8.8	550	▲ 16.7	2,481	▲ 1.4	10,149	15.0
	11月										
	12月										
	1月										
	2月										
	3月										

(注)各年度の()及び受給者実人員は月平均の数値。 ▲は減少を表す。

第8表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和7年10月

所別			項目	月間有効 求職者数	新規求職 申込件数	月間有効 求人数	新規 求人数	就 職 件 数	充足数	有 効 求人倍率	新 規 求人倍率	就職率
県央	水戸	原数値	7,559	1,616	10,513	3,442	455	499	1.39	2.13	28.2	
		前年同月比	3.0	▲ 4.3	▲ 11.0	▲ 12.5	▲ 4.0	0.0	▲ 0.22	▲ 0.20	0.1	
	(笠間)	原数値	1,177	265	852	360	82	65	0.72	1.36	30.9	
		前年同月比	4.8	3.1	▲ 14.6	▲ 22.7	15.5	4.8	▲ 0.17	▲ 0.45	3.3	
	常陸大宮	原数値	1,558	355	1,431	466	95	69	0.92	1.31	26.8	
		前年同月比	6.6	8.9	▲ 9.3	▲ 15.0	▲ 13.6	▲ 23.3	▲ 0.16	▲ 0.37	▲ 6.9	
県央計	原数値	10,294	2,236	12,796	4,268	632	633	1.24	1.91	28.3		
	前年同月比	3.7	▲ 1.6	▲ 11.1	▲ 13.7	▲ 3.5	▲ 2.8	▲ 0.21	▲ 0.27	▲ 0.5		
県北	日立	原数値	2,264	509	2,531	935	113	108	1.12	1.84	22.2	
		前年同月比	▲ 2.3	▲ 4.9	▲ 13.2	▲ 19.5	▲ 21.0	▲ 23.9	▲ 0.14	▲ 0.33	▲ 4.5	
	高萩	原数値	1,355	318	877	318	86	58	0.65	1.00	27.0	
		前年同月比	5.8	11.2	▲ 13.5	▲ 9.9	▲ 7.5	▲ 13.4	▲ 0.14	▲ 0.23	▲ 5.5	
	県北計	原数値	3,619	827	3,408	1,253	199	166	0.94	1.52	24.1	
		前年同月比	0.6	0.7	▲ 13.3	▲ 17.2	▲ 15.7	▲ 20.6	▲ 0.15	▲ 0.32	▲ 4.6	
県南	土浦	原数値	6,265	1,209	9,648	3,354	283	298	1.54	2.77	23.4	
		前年同月比	4.5	▲ 1.1	▲ 13.1	▲ 19.4	1.1	▲ 0.3	▲ 0.31	▲ 0.63	0.5	
	常総	原数値	2,516	563	2,855	1,159	117	108	1.13	2.06	20.8	
		前年同月比	2.3	4.6	▲ 6.5	1.6	▲ 2.5	▲ 16.3	▲ 0.11	▲ 0.06	▲ 1.5	
	石岡	原数値	1,681	347	1,746	598	99	93	1.04	1.72	28.5	
		前年同月比	8.9	▲ 4.9	▲ 18.0	▲ 26.8	▲ 12.4	2.2	▲ 0.34	▲ 0.52	▲ 2.5	
	龍ヶ崎	原数値	4,346	833	3,227	1,393	196	138	0.74	1.67	23.5	
		前年同月比	9.7	1.2	▲ 5.2	7.7	11.4	▲ 3.5	▲ 0.12	0.10	2.1	
県南計	原数値	14,808	2,952	17,476	6,504	695	637	1.18	2.20	23.5		
	前年同月比	6.1	0.1	▲ 11.3	▲ 12.3	0.9	▲ 3.8	▲ 0.23	▲ 0.31	0.1		
県西	筑西	原数値	2,540	463	2,702	1,052	134	134	1.06	2.27	28.9	
		前年同月比	▲ 1.2	▲ 9.4	▲ 14.9	2.2	▲ 10.7	▲ 3.6	▲ 0.18	0.26	▲ 0.5	
	(下妻)	原数値	1,160	232	926	365	69	56	0.80	1.57	29.7	
		前年同月比	2.3	▲ 18.3	▲ 0.5	0.8	3.0	16.7	▲ 0.02	0.30	6.1	
	古河	原数値	2,561	548	2,701	1,094	121	86	1.05	2.00	22.1	
		前年同月比	8.2	4.6	▲ 13.0	34.7	▲ 9.7	▲ 13.1	▲ 0.26	0.45	▲ 3.5	
県西計	原数値	6,261	1,243	6,329	2,511	324	276	1.01	2.02	26.1		
	前年同月比	3.1	▲ 5.8	▲ 12.2	14.0	▲ 7.7	▲ 3.5	▲ 0.18	0.35	▲ 0.5		
鹿行	常陸鹿嶋	原数値	3,023	684	3,055	1,157	165	137	1.01	1.69	24.1	
		前年同月比	7.9	8.4	▲ 8.1	▲ 0.3	▲ 10.8	▲ 14.4	▲ 0.18	▲ 0.15	▲ 5.2	
	鹿行計	原数値	3,023	684	3,055	1,157	165	137	1.01	1.69	24.1	
		前年同月比	7.9	8.4	▲ 8.1	▲ 0.3	▲ 10.8	▲ 14.4	▲ 0.18	▲ 0.15	▲ 5.2	
合計		原数値	38,005	7,942	43,064	15,693	2,015	1,849	1.13	1.98	25.4	
		前年同月比	4.5	▲ 0.6	▲ 11.3	▲ 9.0	▲ 4.8	▲ 6.0	▲ 0.21	▲ 0.18	▲ 1.1	

地域別		項目	月間有効 求職者数	新規求職 申込件数	月間有効 求人数	新 規 求人数	就 職 件 数	充足数	有 効 求人倍率	新 規 求人倍率	就職率
県央		前年同月比	3.7	▲ 1.6	▲ 11.1	▲ 13.7	▲ 3.5	▲ 2.8	▲ 0.21	▲ 0.27	▲ 0.5
		前月比	1.7	5.5	▲ 1.4	▲ 6.3	9.9	9.7	▲ 0.04	▲ 0.24	1.2
県北		前年同月比	0.6	0.7	▲ 13.3	▲ 17.2	▲ 15.7	▲ 20.6	▲ 0.15	▲ 0.32	▲ 4.6
		前月比	3.1	16.6	4.7	12.6	4.7	▲ 1.2	0.01	▲ 0.05	▲ 2.7
県南		前年同月比	6.1	0.1	▲ 11.3	▲ 12.3	0.9	▲ 3.8	▲ 0.23	▲ 0.31	0.1
		前月比	1.0	4.2	1.1	13.8	10.1	8.7	0.00	0.18	1.2
県西		前年同月比	3.1	▲ 5.8	▲ 12.2	14.0	▲ 7.7	▲ 3.5	▲ 0.18	0.35	▲ 0.5
		前月比	1.9	▲ 1.6	5.5	18.4	11.7	21.6	0.03	0.34	3.1
鹿行		前年同月比	7.9	8.4	▲ 8.1	▲ 0.3	▲ 10.8	▲ 14.4	▲ 0.18	▲ 0.15	▲ 5.2
		前月比	0.1	13.6	▲ 1.2	9.4	5.8	3.8	▲ 0.01	▲ 0.07	▲ 1.8
合計		前年同月比	4.5	▲ 0.6	▲ 11.3	▲ 9.0	▲ 4.8	▲ 6.0	▲ 0.21	▲ 0.18	▲ 1.1
		前月比	1.4	5.5	1.1	7.7	9.4	9.4	▲ 0.01	0.04	0.9

(注) ()は出張所。▲は減少を表す。求人倍率は前年同月及び前月との差。

【別途資料2】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計	備 考
1963	S38	0.71	0.74	0.77	0.90	0.89	0.98	1.07	1.26	1.20	1.28	1.16	1.34	1.02	1.19	オリンピック景気（S37年11月～39年10月）
1964	39	1.27	1.51	1.45	1.46	1.52	1.55	1.52	1.41	1.28	1.33	1.47	1.54	1.44	1.43	
1965	40	1.46	1.37	1.27	1.11	1.17	1.10	1.04	0.93	0.96	0.93	0.83	0.80	1.08	0.95	
1966	41	0.85	0.83	0.93	0.99	1.00	1.03	1.15	1.28	1.36	1.43	1.39	1.43	1.14	1.32	いざなぎ景気（S40年11月～45年7月）
1967	42	1.52	1.64	1.67	1.76	1.75	1.88	1.98	1.84	1.70	1.80	1.79	1.95	1.77	1.84	
1968	43	1.84	1.91	1.91	1.71	1.85	1.80	1.90	1.93	1.85	1.83	1.72	1.83	1.84	1.84	
1969	44	1.86	1.86	1.97	2.18	2.12	2.26	2.35	2.32	2.38	2.45	2.46	2.73	2.24	2.37	
1970	45	2.57	2.44	2.17	2.24	2.41	2.55	2.04	1.97	2.14	2.19	2.15	2.08	2.24	2.11	
1971	46	1.91	1.86	1.89	1.81	1.79	1.71	1.74	1.60	1.41	1.45	1.37	1.28	1.63	1.49	列島改造景気（S47年1月～48年11月） 第1次オイルショック（S48年11月）
1972	47	1.28	1.34	1.35	1.45	1.46	1.49	1.51	1.67	1.88	2.03	2.24	2.51	1.66	2.08	
1973	48	2.98	2.94	3.12	3.07	3.11	3.31	3.38	3.38	3.43	3.16	3.30	2.99	3.18	3.11	
1974	49	2.90	2.68	2.73	2.52	2.48	2.05	1.82	1.49	1.51	1.46	1.29	1.18	1.95	1.46	
1975	50	0.96	0.93	0.88	0.75	0.73	0.74	0.76	0.78	0.76	0.81	0.80	0.80	0.81	0.81	
1976	51	0.87	0.95	1.01	1.02	1.07	1.09	1.14	1.09	1.10	1.06	1.04	1.04	1.04	1.07	第2次オイルショック（S55年2月）
1977	52	1.07	1.05	1.04	1.03	0.99	0.92	0.92	0.88	0.93	0.88	0.84	0.85	0.95	0.89	
1978	53	0.83	0.80	0.82	0.86	0.89	0.92	0.91	0.97	0.98	0.95	0.98	1.01	0.91	0.96	
1979	54	1.05	1.03	1.04	1.09	1.14	1.18	1.27	1.23	1.27	1.30	1.30	1.25	1.18	1.24	
1980	55	1.23	1.25	1.30	1.22	1.28	1.18	1.07	1.02	1.05	1.12	1.02	1.03	1.14	1.07	
1981	56	0.98	0.96	0.94	0.96	0.99	1.01	1.12	1.05	1.03	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	半導体景気（S58年3月～60年6月） 円高不況（S60年7月～61年11月）
1982	57	1.03	0.99	0.97	0.91	0.89	0.92	0.91	0.89	0.88	0.89	0.88	0.90	0.92	0.89	
1983	58	0.89	0.88	0.83	0.87	0.85	0.83	0.88	0.92	0.97	0.96	0.97	0.97	0.90	0.94	
1984	59	0.98	1.02	1.05	1.06	1.06	1.05	1.06	1.08	1.11	1.10	1.06	1.10	1.06	1.09	
1985	60	1.14	1.17	1.13	1.14	1.14	1.15	1.05	1.06	1.04	1.04	1.00	0.98	1.09	1.03	
1986	61	0.96	0.94	0.91	0.91	0.85	0.82	0.80	0.83	0.84	0.84	0.85	0.88	0.87	0.86	ブラザ合意（S60年9月） バブル景気（S61年12月～H3年2月）
1987	62	0.89	0.91	0.93	0.90	0.92	0.95	1.02	1.07	1.11	1.20	1.21	1.27	1.03	1.13	
1988	63	1.31	1.31	1.35	1.44	1.52	1.57	1.57	1.54	1.58	1.61	1.62	1.60	1.50	1.58	
1989	H元	1.63	1.64	1.66	1.70	1.77	1.77	1.78	1.86	1.80	1.83	1.89	1.93	1.77	1.86	
1990	2	1.96	2.05	2.05	2.09	2.09	2.15	2.19	2.17	2.14	2.15	2.21	2.20	2.12	2.16	
1991	3	2.21	2.19	2.20	2.20	2.17	2.22	2.17	2.12	2.00	2.00	1.94	1.95	2.11	2.00	バブル崩壊（H3年2月） 第1次平成不況（H5年10月） 阪神淡路大震災（H7年1月）
1992	4	1.87	1.76	1.70	1.62	1.59	1.53	1.48	1.45	1.40	1.37	1.31	1.25	1.52	1.36	
1993	5	1.20	1.14	1.10	1.04	1.00	0.95	0.93	0.87	0.85	0.81	0.78	0.75	0.94	0.84	
1994	6	0.74	0.72	0.74	0.74	0.74	0.72	0.71	0.72	0.72	0.69	0.66	0.65	0.71	0.70	
1995	7	0.68	0.69	0.72	0.70	0.69	0.68	0.66	0.67	0.68	0.70	0.69	0.74	0.69	0.70	
1996	8	0.72	0.72	0.71	0.72	0.73	0.73	0.74	0.75	0.76	0.79	0.81	0.80	0.75	0.78	震災景気、さざ波景気（H9年5月） 第2次平成不況、デフレ不況（H11年1月） IT景気（H12年11月）
1997	9	0.82	0.83	0.84	0.82	0.81	0.87	0.85	0.83	0.80	0.80	0.78	0.75	0.82	0.78	
1998	10	0.71	0.68	0.67	0.67	0.65	0.64	0.62	0.61	0.60	0.58	0.57	0.57	0.63	0.60	
1999	11	0.56	0.54	0.55	0.52	0.52	0.51	0.53	0.53	0.53	0.53	0.54	0.56	0.53	0.54	
2000	12	0.56	0.58	0.59	0.61	0.62	0.64	0.64	0.67	0.70	0.72	0.72	0.73	0.65	0.68	
2001	13	0.72	0.72	0.70	0.69	0.68	0.67	0.66	0.63	0.59	0.56	0.52	0.51	0.63	0.58	第3次平成不況、IT不況（H14年1月）
2002	14	0.50	0.50	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.53	0.54	0.52	0.52	
2003	15	0.55	0.55	0.54	0.56	0.56	0.58	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.70	0.60	0.64	
2004	16	0.71	0.72	0.72	0.72	0.71	0.74	0.76	0.81	0.83	0.85	0.87	0.87	0.77	0.81	
2005	17	0.86	0.87	0.89	0.91	0.88	0.86	0.86	0.86	0.85	0.87	0.85	0.87	0.87	0.88	
2006	18	0.90	0.90	0.92	0.91	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95	0.95	0.97	0.99	0.94	0.96	いざなぎ景気（H20年2月） サブプライム不況（H21年3月）
2007	19	0.99	0.99	0.99	1.03	1.04	1.03	1.00	0.98	0.98	0.92	0.93	0.93	0.98	0.97	
2008	20	0.93	0.92	0.94	0.95	0.96	0.92	0.91	0.88	0.84	0.79	0.75	0.71	0.87	0.76	
2009	21	0.61	0.54	0.49	0.46	0.43	0.40	0.39	0.38	0.38	0.39	0.38	0.38	0.43	0.40	
2010	22	0.40	0.41	0.44	0.44	0.45	0.47	0.48	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56	0.48	0.52	
2011	23	0.58	0.60	0.60	0.61	0.61	0.62	0.64	0.67	0.68	0.72	0.74	0.74	0.65	0.69	東日本大震災（H23 年3月）
2012	24	0.74	0.76	0.77	0.80	0.82	0.82	0.82	0.81	0.81	0.79	0.79	0.78	0.79	0.80	
2013	25	0.78	0.79	0.79	0.77	0.77	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.90	0.93	0.82	0.87	
2014	26	0.95	0.98	1.01	1.04	1.05	1.05	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10	1.12	1.05	1.08	
2015	27	1.10	1.10	1.11	1.12	1.10	1.12	1.14	1.16	1.16	1.17	1.16	1.17	1.13	1.16	
2016	28	1.20	1.19	1.21	1.21	1.22	1.26	1.26	1.26	1.27	1.28	1.29	1.29	1.24	1.28	熊本地震（H28年4月） 台風19号（R元年10月） 新型コロナウイルス感染拡大（R2年4月～）
2017	29	1.33	1.34	1.37	1.41	1.45	1.46	1.47	1.49	1.49	1.51	1.51	1.54	1.45	1.50	
2018	30	1.55	1.55	1.61	1.61	1.61	1.60	1.61	1.61	1.65	1.62	1.60	1.63	1.60	1.62	
2019	R元	1.63	1.63	1.62	1.59	1.63	1.64	1.61	1.63	1.60	1.63	1.61	1.61	1.62	1.58	
2020	2	1.55	1.51	1.47	1.40	1.39	1.30	1.26	1.20	1.20	1.21	1.22	1.23	1.33	1.27	
2021	3	1.27	1.30	1.30	1.32	1.33	1.38	1.40	1.39	1.37	1.36	1.38	1.36	1.35	1.38	能登半島地震（R6年1月）
2022	4	1.39	1.42	1.43	1.45	1.48	1.51	1.51	1.52	1.48	1.47	1.50	1.51	1.47	1.49	
2023	5	1.51	1.50	1.45	1.41	1.41	1.39	1.40	1.38	1.39	1.39	1.36	1.34	1.41	1.37	
2024	6	1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.32	1.31	1.33	1.32	
2025	7	1.32	1.26	1.25	1.21	1.23	1.18	1.18	1.16	1.14	1.12					

（注）1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
2. 令和7年1月分公表時に新季節指数により改定となった有効求人倍率は下線で示している。
3. 年計及び年度計は実数値。

令和7年10月分 都道府県別有効求人倍率(季節調整値)

都道府県	有効求人倍率	対前月差
北海道	0.96	0.02
青森	1.06	▲ 0.01
岩手	1.07	▲ 0.02
宮城	1.10	▲ 0.03
秋田	1.20	▲ 0.01
山形	1.26	0.03
福島	1.22	▲ 0.04
茨城	1.12	▲ 0.02
栃木	1.15	0.00
群馬	1.23	0.02
埼玉	0.96	▲ 0.02
千葉	0.97	▲ 0.01
東京	1.71	▲ 0.01
神奈川	0.82	▲ 0.03
新潟	1.36	▲ 0.03
富山	1.47	▲ 0.05
石川	1.53	▲ 0.04
福井	1.66	0.00
山梨	1.31	▲ 0.01
長野	1.25	▲ 0.01
岐阜	1.41	▲ 0.05
静岡	1.06	0.02
愛知	1.23	▲ 0.02
三重	1.16	▲ 0.02
滋賀	1.04	▲ 0.01
京都	1.22	▲ 0.03
大阪	1.17	▲ 0.03
兵庫	0.93	▲ 0.02
奈良	1.13	▲ 0.03
和歌山	1.05	▲ 0.02
鳥取	1.28	0.01
島根	1.32	▲ 0.08
岡山	1.31	▲ 0.03
広島	1.36	▲ 0.04
山口	1.30	▲ 0.03
徳島	1.20	0.01
香川	1.41	▲ 0.03
愛媛	1.38	▲ 0.04
高知	1.05	▲ 0.04
福岡	1.07	▲ 0.03
佐賀	1.16	▲ 0.05
長崎	1.07	▲ 0.01
熊本	1.13	0.00
大分	1.22	▲ 0.02
宮崎	1.17	▲ 0.04
鹿児島	1.01	▲ 0.04
沖縄	0.96	▲ 0.03

順位	都道府県	有効求人倍率
1	東京	1.71
2	福井	1.66
3	石川	1.53
4	富山	1.47
5	岐阜	1.41
5	香川	1.41
7	愛媛	1.38
8	新潟	1.36
8	広島	1.36
10	島根	1.32
11	山梨	1.31
11	岡山	1.31
13	山口	1.30
14	鳥取	1.28
15	山形	1.26
16	長野	1.25
17	群馬	1.23
17	愛知	1.23
19	福島	1.22
19	京都	1.22
19	大分	1.22
22	秋田	1.20
22	徳島	1.20
24	大阪	1.17
24	宮崎	1.17
26	三重	1.16
26	佐賀	1.16
28	栃木	1.15
29	奈良	1.13
29	熊本	1.13
31	茨城	1.12
32	宮城	1.10
33	岩手	1.07
33	福岡	1.07
33	長崎	1.07
36	青森	1.06
36	静岡	1.06
38	和歌山	1.05
38	高知	1.05
40	滋賀	1.04
41	鹿児島	1.01
42	千葉	0.97
43	北海道	0.96
43	埼玉	0.96
43	沖縄	0.96
46	兵庫	0.93
47	神奈川	0.82

地域別	有効求人倍率	対前月差
北海道	0.96	0.02
東北	1.14	-0.02
南関東	1.25	-0.02
北関東・甲信	1.20	0.00
北陸	1.46	-0.03
東海	1.20	-0.01
近畿	1.10	-0.03
中国	1.33	-0.03
四国	1.28	-0.03
九州	1.08	-0.03

茨城県各種指標

区分	県内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人 倍率	消費者物価指数		毎月勤労統計調査					区分
	名目	前年比	2020年=100	前期比	2020年=100	前期比	件数	対前年同月 増減率		令和2年=100	前年同月比	現金給与総額			きまって支給する給与額		
												(百万円)	(%)	(%)	(%)	(件)	
2020年	13,717,913	△ 2.3	100	△ 11.1	100	△ 10.8	118	△ 7.8	1.33	100.0	△ 0.1	320,476	100.0	100.0	263,256	100.0	2020年
2021年	14,548,952	6.1	116	16.0	110.4	10.4	104	△ 11.9	1.35	99.8	△ 0.2	322,721	100.7	100.9	265,849	101.0	2021年
2022年	14,585,606	0.3	123.5	6.5	111.5	1.0	121	16.3	1.47	102.3	2.4	317,359	99.0	96.5	262,486	99.7	2022年
2023年	15,206,911	4.3	120.4	△ 2.5	110.7	△ 0.7	135	11.6	1.41	105.8	3.4	323,140	100.8	94.6	266,072	101.1	2023年
2024年	15,445,367	1.6	103.8	△ 13.8	100.2	△ 9.5	148	9.6	1.33	108.3	2.4	328,815	102.6	93.8	271,360	103.1	2024年
2023年1月	3,717,649	3.2	116.6	△ 3.4	106.1	△ 3.7	10	11.1	1.51	105.3	5.3	269,486	84.1	79.3	260,332	98.9	2023年1月
2月			121.0	3.8	111.2	4.8	9	28.6	1.50	104.7	4.3	265,395	82.8	78.6	260,883	99.1	2月
3月			125.4	3.6	112.7	1.3	11	△ 8.3	1.45	104.8	3.5	282,064	88.0	83.5	264,736	100.6	3月
4月	3,754,695	7.1	132.0	5.3	113.5	0.7	10	42.9	1.41	105.4	3.8	276,563	86.3	81.3	270,626	102.8	4月
5月			121.1	△ 8.3	112.5	△ 0.9	14	100.0	1.41	105.3	3.5	287,384	89.7	84.5	266,365	101.2	5月
6月			123.7	2.1	114.0	1.3	14	55.6	1.39	105.5	3.8	471,511	147.1	138.5	271,135	103.0	6月
7月	3,773,778	5.9	121.5	△ 1.8	111.4	△ 2.3	18	28.6	1.40	105.5	3.0	359,908	112.3	105.7	266,318	101.2	7月
8月			121.0	△ 0.4	112.6	1.1	12	△ 14.3	1.38	106.0	3.0	272,632	85.1	79.7	266,527	101.2	8月
9月			116.5	△ 3.7	109.8	△ 2.5	9	△ 30.8	1.39	106.2	2.9	271,022	84.6	79.1	265,818	101.0	9月
10月	3,954,472	4.1	120.7	3.6	110.7	0.8	16	23.1	1.39	107.1	3.1	268,732	83.9	77.7	264,690	100.5	10月
11月			112.9	△ 6.5	106.8	△ 3.5	5	△ 61.5	1.36	106.5	2.3	288,232	89.9	83.9	269,736	102.5	11月
12月			114.3	1.2	109.2	2.2	7	133.3	1.34	106.8	2.3	564,749	176.2	163.8	265,693	100.9	12月
2024年1月	3,723,966	0.2	106.7	△ 6.6	98.9	△ 9.4	7	△ 30.0	1.33	106.9	1.5	265,813	82.9	77.0	258,620	98.2	2024年1月
2月			107.6	0.8	101.0	2.1	14	55.6	1.34	106.6	1.8	271,786	84.8	79.0	267,760	101.7	2月
3月			106.5	△ 1.0	104.0	3.0	14	27.3	1.35	106.9	2.0	285,297	89.0	82.6	271,408	103.1	3月
4月	3,745,969	△ 0.2	105.9	△ 0.6	101.4	△ 2.5	4	△ 60.0	1.36	107.6	2.1	277,141	86.5	79.7	270,653	102.8	4月
5月			106.9	0.9	102.3	0.9	21	50.0	1.35	107.9	2.4	283,366	88.4	81.1	268,605	102.0	5月
6月			102.1	△ 4.5	100.1	△ 2.2	15	7.1	1.33	107.9	2.2	482,812	150.7	138.4	272,316	103.4	6月
7月	3,773,388	0.0	104.8	2.6	102.7	2.6	11	△ 38.9	1.32	108.2	2.5	366,946	114.5	104.8	276,549	105.0	7月
8月			98.9	△ 5.6	96.3	△ 6.2	8	△ 33.3	1.32	109.1	2.9	281,475	87.8	79.6	274,316	104.2	8月
9月			100.6	1.7	97.2	0.9	13	44.4	1.33	109.1	2.7	280,334	87.5	79.3	274,558	104.3	9月
10月	4,057,187	2.6	98.9	△ 1.7	96.3	△ 0.9	11	△ 31.3	1.33	109.3	2.1	274,641	85.7	77.5	272,176	103.4	10月
11月			102.5	3.6	97.7	1.5	15	200.0	1.32	109.9	3.2	293,312	91.5	82.2	274,392	104.2	11月
12月			100.1	△ 2.3	99.4	1.7	15	114.3	1.31	110.3	3.3	582,861	181.9	163.4	274,967	104.4	12月
2025年1月	3,868,823	3.9	103.8	3.7	95.9	△ 3.5	5	△ 28.6	1.32	111.3	4.1	280,107	87.4	77.4	274,795	104.4	2025年1月
2月			104.7	0.9	101.0	5.3	12	△ 14.3	1.26	111.1	4.2	283,321	88.4	78.5	278,916	105.9	2月
3月			99.8	△ 4.7	98.6	△ 2.4	16	14.3	1.25	111.0	3.8	296,387	92.5	82.2	278,374	105.7	3月
4月	3,873,028	3.4	97.6	△ 2.2	92.5	△ 6.2	7	75.0	1.21	111.4	3.6	285,515	89.1	78.8	280,230	106.4	4月
5月			100.8	3.3	94.8	2.5	13	△ 38.1	1.23	111.9	3.8	285,741	89.2	78.5	278,354	105.7	5月
6月			103.4	2.6	96.6	1.9	10	△ 33.3	1.18	111.7	3.6	520,551	162.4	143.2	283,913	107.8	6月
7月			102.3	△ 1.1	98.0	1.4	15	36.4	1.18	111.7	3.3	381,321	119.0	104.9	288,228	109.5	7月
8月			95.1	△ 7.0	95.2	△ 2.9	13	62.5	1.16	112.1	2.8	293,662	91.6	80.5	284,664	108.1	8月
9月			100.5	5.7	96.0	0.8	13	0.0	1.14	112.0	2.7	295,882	92.3	81.1	289,678	110.0	9月
10月							14	27.3	1.12	112.8	3.2						10月
資料出所	茨城県県内総生産		茨城県企画部統計課				東京商工リサーチ		茨城労働局 職業安定部	茨城県企画部統計課							資料出所
	四半期速報 県内総生産(支出側、名目原系列) ※年度値		茨城県鉱工業指数				全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)		最近の雇用情勢 有効求人倍率 (季節調整値)	水戸市消費者物価指数		毎月勤労統計調査地方調査月報(規模5人以上) 指数は、2020年=100とする					

全国各種指標

区分	国内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人 倍率	消費者物価指数		毎月勤労統計調査					区分		
	名目 (10億円)	対前年増減率 (%)	2020年=100	対前年 増減率 (%)	2020年=100	対前年 増減率 (%)	件数 (件)	前年同月比 (%)		2020年=100	前年同月比 (%)	現金給与総額			きまって支給する給与額				
												実数	名目賃金指数 2020年＝100	実質賃金指数 2020年＝100	実数	名目賃金指数 2020年＝100			
2020年	538,787.8	△ 3.2	原 指 数	100.0	△ 11.6	原 指 数	100.0	△ 12.0	7,773	△ 7.3	1.18	100.0	0.0	318,405	100.0	100.0	262,325	100.0	2020年
2021年	554,913.3	3.0		105.4	5.4		104.4	4.4	6,030	△ 22.4	1.13	99.8	△ 0.2	319,461	100.3	100.6	263,739	100.5	2021年
2022年	567,112.7	2.2		105.3	△ 0.1		103.9	△ 0.5	6,428	6.6	1.28	102.3	2.5	325,817	102.3	99.6	267,461	101.9	2022年
2023年	593,757.0	4.7		103.9	△ 1.4		103.2	△ 0.7	8,690	35.2	1.31	105.6	3.2	329,777	103.5	97.1	270,229	103.0	2023年
2024年	615,528.9	3.7		101.2	△ 2.7		99.9	△ 3.3	10,006	15.1	1.25	108.5	2.7	347,994	109.2	99.3	281,959	107.5	2024年
2023年1月	145,239.4	4.7	季 節 調 整 指 数	101.1	△ 3.5	季 節 調 整 指 数	99.9	△ 3.5	570	26.1	1.35	104.7	4.3	276,984	87.0	82.5	265,874	101.4	2023年1月
2月				104.5	△ 1.5		103.8	△ 0.2	577	25.7	1.33	104.0	3.3	271,143	85.2	81.4	266,160	101.5	2月
3月				104.9	△ 0.8		104.3	△ 0.4	809	36.4	1.32	104.4	3.2	292,546	91.9	87.4	268,979	102.5	3月
4月				105.2	△ 0.1		103.8	△ 1.2	610	25.5	1.32	105.1	3.5	284,595	89.4	84.3	272,918	104.0	4月
5月	145,769.7	5.6		104.1	3.4		103.5	2.5	706	34.7	1.32	105.1	3.2	284,998	89.5	84.4	270,132	103.0	5月
6月				105.0	△ 0.7		104.3	0.1	770	41.0	1.31	105.2	3.3	461,811	145.1	136.8	271,968	103.7	6月
7月				103.5	△ 2.8		102.9	△ 2.0	758	53.4	1.30	105.7	3.3	380,063	119.4	111.9	271,540	103.5	7月
8月				103.1	△ 4.7		102.7	△ 3.0	760	54.5	1.30	105.9	3.2	281,714	88.5	82.7	269,215	102.6	8月
9月	144,572.1	6.5		103.2	△ 4.1		103.3	△ 1.7	720	20.2	1.30	106.2	3.0	277,700	87.2	81.3	270,192	103.0	9月
10月				104.4	△ 1.1		103.6	△ 0.8	793	33.1	1.29	107.1	3.3	279,232	87.7	80.9	271,955	103.7	10月
11月				103.8	△ 1.7		102.8	△ 1.2	807	38.9	1.27	106.9	2.8	289,905	91.1	84.3	271,785	103.6	11月
12月				105.0	0.1		104.4	1.6	810	33.7	1.27	106.8	2.6	572,315	179.8	166.5	271,904	103.7	12月
2024年1月	148,291.3	2.1	季 節 調 整 指 数	97.7	△ 3.4	季 節 調 整 指 数	96.5	△ 3.4	701	23.0	1.27	106.9	2.2	287,563	90.3	83.5	274,770	104.7	2024年1月
2月				98.0	△ 6.5		96.1	△ 7.7	712	23.4	1.26	106.9	2.8	281,087	88.3	81.7	276,230	105.3	2月
3月				101.4	△ 3.5		100.0	△ 4.3	906	12.0	1.27	107.2	2.7	302,060	94.9	87.5	279,231	106.4	3月
4月				100.8	△ 4.4		99.7	△ 4.1	783	28.4	1.26	107.7	2.5	295,709	92.9	85.2	283,316	108.0	4月
5月	149,044.3	2.2		101.9	△ 2.2		102.8	△ 0.7	1,009	42.9	1.25	108.1	2.8	297,162	93.4	85.3	281,665	107.4	5月
6月				100.7	△ 4.3		99.5	△ 4.8	820	6.5	1.24	108.2	2.8	498,887	156.7	143.0	283,880	108.2	6月
7月				102.5	△ 1.0		101.0	△ 1.9	953	25.7	1.25	108.6	2.8	403,090	126.6	115.0	283,858	108.2	7月
8月				100.5	△ 2.6		99.1	△ 3.6	723	△ 4.9	1.24	109.1	3.0	296,154	93.0	83.9	282,038	107.5	8月
9月	149,078.8	3.1		101.2	△ 2.0		99.9	△ 3.4	807	12.1	1.25	108.9	2.5	291,712	91.6	83.0	282,810	107.8	9月
10月				103.0	△ 1.4		101.1	△ 2.5	909	14.6	1.25	109.5	2.3	292,430	91.9	82.6	284,948	108.6	10月
11月				101.3	△ 2.5		99.5	△ 3.3	841	4.2	1.25	110.0	2.9	308,486	96.9	86.7	285,231	108.7	11月
12月				101.0	△ 4.0		99.5	△ 4.9	842	4.0	1.25	110.7	3.6	617,375	193.9	172.4	285,298	108.8	12月
2025年1月	155,932.3	5.2		99.9	2.2		98.5	2.0	840	19.8	1.26	111.2	4.0	292,468	91.9	81.2	280,617	107.0	2025年1月
2月				102.2	4.2		101.5	5.4	764	7.3	1.24	110.8	3.7	288,697	90.7	80.5	280,243	106.8	2月
3月				102.4	1.0		99.7	△ 0.3	853	△ 5.8	1.26	111.1	3.6	309,059	97.1	85.9	282,931	107.9	3月
4月				101.3	0.5		99.8	0.1	828	5.7	1.26	111.5	3.6	301,698	94.8	83.5	289,291	110.3	4月
5月	156,321.7	4.9		101.2	△ 0.7		102.2	△ 0.6	857	△ 15.1	1.24	111.8	3.5	301,592	94.7	83.1	287,118	109.5	5月
6月				103.3	2.6		101.4	1.9	848	3.4	1.22	111.7	3.3	514,106	161.5	141.9	289,536	110.4	6月
7月				102.1	△ 0.4		99.3	△ 1.7	961	0.8	1.22	111.9	3.1	416,744	130.9	114.8	289,946	110.5	7月
8月				100.6	0.1		99.5	0.4	805	11.3	1.20	112.1	2.7	299,955	94.2	82.5	286,943	109.4	8月
9月	154,955.4	3.9		103.2	2.7		100.6	1.5	873	8.2	1.20	112.0	2.9	297,787	93.5	81.9	288,543	110.0	9月
10月				101.9	0.7		104.6	4.7	965	6.2	1.18	112.8	3.0						10月
資料出所	内閣府(経済社会総合研究所)			経済産業省				東京商工リサーチ		厚生労働省 職業安定局	総務省統計局		厚生労働省政策統括官					資料出所	
	四半期別GDP速報 国内総生産(支出側,名目原系列) ※年度値			鉱工業指数(IIP)				全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)		一般職業紹介状況 有効求人倍率 (季節調整値)	消費者物価指数(CPI)結果 2020年=100		毎月勤労統計調査 (規模5人以上) 指数は2020年＝100						

報道関係者 各位

令和 7 年 8 月 1 日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 大塚 弘満

室長補佐 中野 康司

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

令和 7 年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します
～賃上げ額（18,629 円）、賃上げ率（5.52%）はいずれも昨年を上回った～

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和 7 年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業 390 社。

【集計概要】

平均妥結額は 18,629 円で、前年（17,415 円）に比べ 1,214 円の増。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は 5.52%で、前年（5.33%）に比べ 0.19 ポイントの増。

賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を上回った。

（第 1 表・第 2 表）

第 1 表 令和 7 年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産 業	集 計 企業数	平 年 平 均 年 齢	現 行 ベ ー ス	要 求 額	妥 結 額	賃 上 げ 率	(参考) 令和 6 年		
							社 数	妥 結 額	賃 上 げ 率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
1 建 設	23	36.1	361,249	21,741	21,537	5.96%	26	21,548	5.94%
2 食料品・たばこ	31	38.7	337,416	20,272	18,257	5.41%	18	18,057	5.36%
3 織 維	18	40.6	333,550	19,368	18,006	5.40%	19	18,235	5.59%
4 紙 ・ パ ル プ	7	42.3	313,376	18,206	16,908	5.40%	6	13,439	4.39%
5 化 学	41	39.3	362,152	21,737	21,589	5.96%	38	18,416	5.30%
6 ゴ ム 製 品	11	40.3	317,377	15,614	15,602	4.92%	11	15,776	5.15%
7 窯 業	5	39.8	331,795	20,553	19,778	5.96%	5	18,426	5.75%
8 鉄 鋼	14	35.8	325,499	21,728	20,162	6.19%	10	37,090	12.49%
9 非 鉄 金 属	10	42.4	327,600	18,112	17,352	5.30%	10	17,961	5.82%
10 機 械	32	39.2	343,411	22,073	20,582	5.99%	24	21,385	6.45%
11 電 気 機 器	25	40.9	359,548	21,902	20,236	5.63%	22	18,391	5.32%
12 造 船	8	38.9	369,782	20,885	20,775	5.62%	7	23,057	6.53%
13 精 密 機 器	4	40.1	357,577	27,589	18,361	5.13%	5	17,582	5.06%
14 自 動 車	48	39.7	340,469	19,343	18,917	5.56%	46	16,189	4.82%
15 そ の 他 製 造	12	39.2	297,082	19,674	17,079	5.75%	8	15,804	4.91%
16 電 力 ・ ガ ス	12	39.2	297,641	16,461	16,058	5.40%	11	12,841	4.44%
17 情 報 通 信	5	41.0	389,808	—	23,966	6.15%	—	—	—
18 運 輸	14	42.3	292,744	16,090	14,424	4.93%	12	9,829	3.25%
19 卸 ・ 小 売	51	39.8	321,034	18,086	15,085	4.70%	51	16,192	5.22%
20 金 融 ・ 保 険	3	39.2	356,710	19,004	19,761	5.54%	4	15,756	4.58%
21 サ ー ビ ス	16	42.0	321,431	19,772	16,163	5.03%	15	17,739	5.79%
平 均 ※集計企業数、 社数は総数	390	40.0	337,240	19,538	18,629	5.52%	348	17,415	5.33%

(注)

1. 本年の集計対象企業は、妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業390社である。ただし、要求額については、具体的な要求額が把握できた372社について算出している。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。
2. 妥結額は、原則として定期昇給込みの賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額を含んでいる。
3. 情報通信業の要求額については、把握できた社数が2社に満たないため、数字を伏せたが、全体平均には含まれる。

第2表 民間主要企業における春季賃上げ状況の推移

年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数	年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数
昭和					6	291,694	9,118	3.13	0.12
40	29,635	3,150	10.6	0.16	7	296,006	8,376	2.83	0.10
41	32,095	3,403	10.6	0.12	8	305,066	8,712	2.86	0.10
42	35,037	4,371	12.5	0.07	9	308,106	8,927	2.90	0.11
43	38,800	5,296	13.6	0.07	10	312,914	8,323	2.66	0.12
44	43,339	6,865	15.8	0.07	11	316,745	7,005	2.21	0.15
45	49,503	9,166	18.5	0.06	12	315,347	6,499	2.06	0.14
46	57,459	9,727	16.9	0.07	13	315,359	6,328	2.01	0.15
47	66,243	10,138	15.3	0.08	14	316,399	5,265	1.66	0.15
48	75,446	15,159	20.1	0.05	15	321,308	5,233	1.63	0.16
49	88,209	28,981	32.9	0.07	16	319,788	5,348	1.67	0.18
50	116,783	15,279	13.1	0.16	17	316,940	5,422	1.71	0.16
51	131,349	11,596	8.8	0.10	18	316,723	5,661	1.79	0.18
52	143,109	12,536	8.8	0.07	19	314,910	5,890	1.87	0.14
53	156,615	9,218	5.9	0.20	20	308,948	6,149	1.99	0.13
54	166,026	9,959	6.0	0.10	21	307,991	5,630	1.83	0.16
55	173,320	11,679	6.74	0.06	22	303,151	5,516	1.82	0.17
56	182,690	14,037	7.68	0.06	23	303,453	5,555	1.83	0.17
57	194,154	13,613	7.01	0.06	24	303,238	5,400	1.78	0.18
58	203,655	8,964	4.40	0.15	25	304,330	5,478	1.80	0.17
59	209,617	9,354	4.46	0.12	26	306,469	6,711	2.19	0.18
60	215,998	10,871	5.03	0.09	27	309,431	7,367	2.38	0.22
61	222,869	10,146	4.55	0.14	28	310,671	6,639	2.14	0.20
62	232,118	8,275	3.56	0.18	29	311,022	6,570	2.11	0.19
63	238,409	10,573	4.43	0.12	30	311,183	7,033	2.26	0.20
平成					令和				
元	246,549	12,747	5.17	0.11	元	311,255	6,790	2.18	0.19
2	252,752	15,026	5.94	0.08	2	315,051	6,286	2.00	0.20
3	264,082	14,911	5.65	0.08	3	314,357	5,854	1.86	0.20
4	276,275	13,662	4.95	0.11	4	313,728	6,898	2.20	0.22
5	284,444	11,077	3.89	0.12	5	312,640	11,245	3.60	0.30
					6	326,724	17,415	5.33	0.21
					7	337,240	18,629	5.52	0.16

(注)

- 平成15年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である。(昭和54年以前は単純平均、昭和55年以降は加重平均。)

平成16年以降の集計対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。

(加重平均)

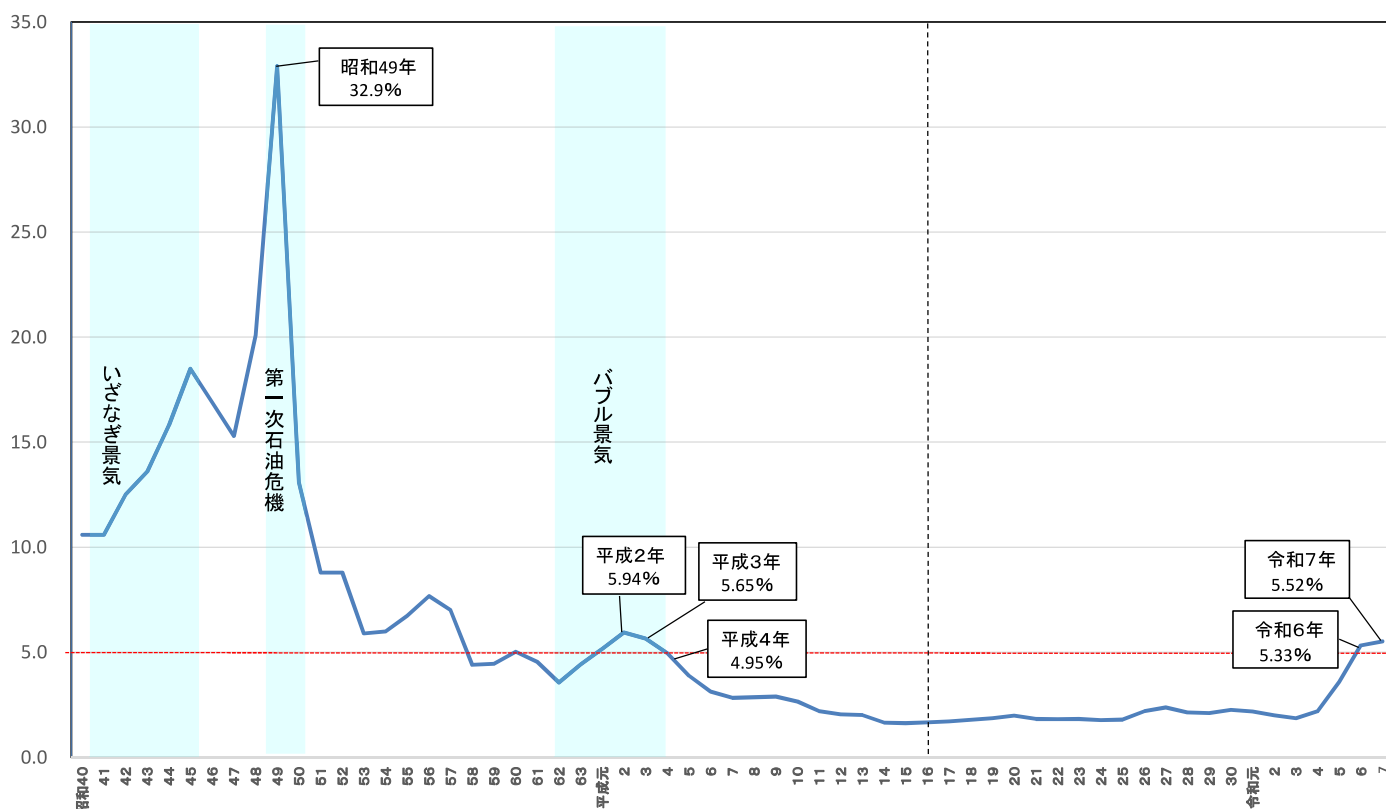
- 分散係数は、妥結額の四分位分散係数で、次の式により計算した。

なお、四分位分散係数は、妥結額の企業間のばらつきが大きいほど、その値は大きくなり、ばらつきが小さいほど値は小さくなる。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3 四分位数} - \text{第1 四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

第2表・参考 厚生労働省 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況 賃上げ率の推移(%)

集計対象が異なるため厳密な比較は出来ないものの、令和7年の賃上げ率は、平成3年(1991年)の5.65%に次ぐ水準となり、34年ぶりの高水準となった。



(注)平成15年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である。(昭和54年以前は単純平均、昭和55年以降は加重平均。)
平成16年以降の集計対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。(加重平均)

第3表 令和7年春季賃上げ交渉における要求提出時期別企業数

要 求 提出時期		令和7年				令和6年（参考）			
		要求提出企業数		累 計		要求提出企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
2 月	上旬以前	46	12.4%	46	12.4%	38	11.4%	38	11.4%
	中 旬	204	54.8%	250	67.2%	172	51.7%	210	63.1%
	下 旬	75	20.2%	325	87.4%	66	19.8%	276	82.9%
3 月	上 旬	19	5.1%	344	92.5%	24	7.2%	300	90.1%
	中 旬	13	3.5%	357	96.0%	14	4.2%	314	94.3%
	下 旬	5	1.3%	362	97.3%	8	2.4%	322	96.7%
4 月	上 旬	5	1.3%	367	98.7%	4	1.2%	326	97.9%
	中 旬	3	0.8%	370	99.5%	3	0.9%	329	98.8%
	下 旬	2	0.5%	372	100.0%	3	0.9%	332	99.7%
5 月	上 旬	0	0.0%	372	100.0%	1	0.3%	333	100.0%
	中旬以降	0	0.0%	372	100.0%	0	0.0%	333	100.0%
計		372	100.0%	372	100.0%	333	100.0%	333	100.0%

（注） 1. （％）は構成比。

2. 令和7年の集計対象企業390社のうち、18社は要求提出時期を把握できなかったため、
本表の集計からは除外している。

第4表 令和7年春季賃上げ交渉における妥結時期別企業数

妥結時期		令和7年				令和6年（参考）			
		妥結企業数		累 計		妥結企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
3 月	上旬以前	25	6.7%	25	6.7%	29	9.1%	29	9.1%
	中 旬	231	61.6%	256	68.3%	179	56.1%	208	65.2%
	下 旬	69	18.4%	325	86.7%	70	21.9%	278	87.1%
4 月	上 旬	14	3.7%	339	90.4%	7	2.2%	285	89.3%
	中 旬	11	2.9%	350	93.3%	13	4.1%	298	93.4%
	下 旬	13	3.5%	363	96.8%	7	2.2%	305	95.6%
5 月	上 旬	7	1.9%	370	98.7%	7	2.2%	312	97.8%
	中 旬	5	1.3%	375	100.0%	6	1.9%	318	99.7%
	下 旬	0	0.0%	375	100.0%	1	0.3%	319	100.0%
6 月	上 旬	0	0.0%	375	100.0%	0	0.0%	319	100.0%
	中旬以降	0	0.0%	375	100.0%	0	0.0%	319	100.0%
計		375	100.0%	375	100.0%	319	100.0%	319	100.0%

（注） 1. （％）は構成比。

2. 令和7年の集計対象企業390社のうち、15社は妥結時期を把握できなかったため、
本表の集計からは除外している。